

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録(4) (13.2定)			
日 時	平成13年 6月22日(金)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 5時47分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	小林委員長、秋山副委員長、横田・大竹・松本(光)・中村・斉藤(裕)・新谷・新野・渡部・北野・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、横田委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

それでは、市民クラブ。

斉藤(裕)委員

教育について

まず、教育長にお尋ねしますが、今回、学校現場からの具体的な要請又は相談が数件寄せられております。詳細につきましては、先日、市教委の方にお伝え申し上げましたけれども、今回、この委員会では、特に学校現場の問題であるとか、子供への影響ということを考慮いたしまして、学校名はあえて申し上げないで質問させていただきます。

代表質問に関連してもありましたけれども、子供との触合いの時間である休み時間の問題です。誤解がないように申し上げますと、私は、それぞれの学校が工夫をして、学校の方針を立てて、それに向かって教職員が一丸となって子供の教育に取り組む、こういうのは結構なことだと思うのです。そういう意味で、学校にも個性があってもいいと思っているものです。

しかし、側聞いたしますと、同じ学校の同じ学年でありながら、例えば1組と2組では、教師の方の判断によって、また事情があるのでしょうかけれども、休み時間の子供への接し方が極端に違う、こういう事例が報告されているわけなのです。これは、やはり、教育の質の平等であるとか、同じ機会を、教育環境を子供に与えるということから考えてもいかなものか、こう思うのです。何か、休み時間が教職員にとって本当の休憩時間のような位置づけになってはいないか、これが心配されます。

代表質問の中でも述べておりますけれども、多くの教育関係者の方たちが、子供たちの休み時間の教職員との触れ合いが大切である、こう述べられているわけですから、この辺は十分注意されて現場に指示をしていただきたい、こういうことなのですが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

教育長

学校における教職員の勤務はかなり厳しいものがありますが、授業時間、放課後、休み時間を問わず、児童・生徒への注意あるいは指導、あるいは、それを育てるという意識は十分持っていて、職務に専念する義務がある、そういうふうに考えております。

学校によりましては、大変小さな学校、大きな学校がございます、特に、ややもすると、小さな学校ですと教職員定数の配置がその学級の人数分しかないといったようなこともございまして、非常に忙しい思いをすることもあります。また、大きな学校で3クラスぐらいある学校では、横の連携ということが非常に大事になりますが、経験の差とか、あるいは、子供への思い入れの違いということでそういう差が生じることもありますけれども、今後、校長会議だとかいろいろな機会を通じて、いわゆる学年としての統一した指導、あるいは学校としてのきちんとした指導理念について、改めて注意喚起をいたしたい、そう考えております。

斉藤(裕)委員

ある学校では、校内放送を使って、組合の分会の集会、会議というのでしょうか、それを呼びかけたという事実を複数の方から聞きます。これは、私も聞いたという人に確認をしましたけれども、どうも事実です。これは、私の常識から言うといけないことだと思うのですね。これが、職務時間なのか、又はその他の時間なのか、その詳細

はわかりません。私たちには、その事情を調査するすべがありません。

そこで、お尋ねしますけれども、こういう行為は、一般的にどう対処されるのか、また、どう位置づけられているのか、いいことなのか、悪いことなのか、対応策も含めてお尋ねしたいと思います。

教育長

分会の放送が流れたということですが、私も聞きましたけれども、そういうことはあってはいけないと、そういうふうを考えます。

特に、通常の学校の授業時間が組まれている平日であっては、そういったことはほとんどないのではないかとありますが、私が聞きましたところ、例えば卒業式、入学式の問題で、管理職と意見が対立する場合に、教職員の意思を何とか集めたいと、そういうことで分会の会議のことを思わず放送機の上に乗せるといったような、そういう事実も聞いておりますので、これについては、前回の校長会議で、そういうようなことがあってはいけない、分会の会議についても、校長に届けて、学校を使うのはやむを得ないけれども、勤務時間外できちんとやるように指導しました。これは、国旗・国歌の問題をめぐってのこの後の指導でございましたが、今、話を聞きますと、日常の時間、いわゆる一般的な授業日のこととも想定されますので、改めて、それは絶対にあってはいけない、そういうことを指導いたします。

斉藤(裕)委員

よろしく願いいたします。

私にしてみると、非常識なことにも感じますし、聞こえます。学校の中がブラックボックス化している。閉鎖化されて外から見えない。何をやっているのだろう、こういうような批判もあるわけですから、十分ご指導願いたいと思います。

教育の最後に、しかり方ということについてお尋ねします。

大声で低学年をどう喝するようなしかり方、隣のクラスにも2階にも聞こえるような大きな声でどなりつける、又は、子供との接点ということなのか、よく言えば触合いということになるのかもしれないですけども、頭に手を置いてぱんとたたき、こめかみに指を立ててぐりぐりする。私たちは、同じ年代の子供を持つ親として、確かに、子供も低学年でしたら、先生もご苦労されて、ご面倒をおかけしていると思います。

しかし、度を越すということになると、いかがなものか。この行為自体がどこまで許されるのかというのは、私は知識として持ち合わせておりませんが、少しやり過ぎなのではないか。ある意味では体罰まがいという表現になる、こう思うんです。

私も、相談に見えた家庭にお邪魔いたしまして、年子の子供さんですけども、「先生が嫌いだ」と言うんですね。「どうして」、「怒られるから」と。1学年上のお兄ちゃんは、よそ見をしていたら頭ぺんをやられたようだ、それを何回も見ていると。友達の目の前で先生からのそういうしかり方が行われると、やはり、子供は孤立するのだらうと思うのです。そうすると、兄弟の気持ちを考えますと、少し重いような気がするのです。話を聞きましたら、しかられている方の子供は、「僕、恥ずかしい」と言うのです。恥ずかしい、毎日毎日、恥ずかしいと。自分の弟がいつもしかられる、頻りにしかられる。お兄ちゃんの方は周りから冷やかされる。「おまえの弟、またやっている」と。こういうことは、やはり学校現場は、真剣に取り組んでいただきたいわけなのです。

当然、この父母の方は、親の方は、学校と話し合いをしました。しかしながら、それは、何というのでしょうか、その時々、状況にあわせて、頭をぱんとしたり、ぐりぐりをしたりしているというわけです。しかし、受け止める子供は全く違います。教職員と親、そして子供、一番大切な子供との意識のずれというのがそこに見られる。私は何も悪いことをやっていませんと。教員の方は、必要だからそういうしつけの仕方をしているのだ、しかり方をしているのだとおっしゃるのかもしれないですけども、小学校低学年の弟が言う「僕は恥ずかしい」、この言葉は一つのサインですから、我々は見落としてはいけないと思うのですよ。

私は、その学校の校長先生にもお話をしました。どうも頼りなく感じました。「大きな声を出していることはわかっていました」と、うすうす気づいている。「体にさわる、そういう行為というのは知りませんでした」と。しかし、学校現場に最初に話をして、らちがあかなかったから我々議員のところへ駆け込んだわけですよ。これは、学校長もいかなものかと私は思います。これは、一教員のことでなくて、見落としていたという管理職だって、僕は責任があると思う。どうか、「僕は恥ずかしい」という子供の訴えをいい形で教訓として、改善に向けた取組をしていただきたい。

私は、本当は、子供のことを考えてもっと具体的に言えばもっと皆さんに伝わるとは思いますけれども、それはあえていたしません。教育長をご信頼申し上げて、ぜひとも現場の改善に努めていただきたいと思います。いかがですか。

教育長

ご指摘の事例につきましては、既にお聞きいたしましたので、学校にも問い合わせ、学校に指導に入っております。特に、この場合は、兄弟が一つのクラスで一緒に指導を受けているケースですので、子供たち双方に心の傷が発生しやすい、そういう状況であったと推察します。

一般的に、しかる、褒めるということは、教育では行われますが、しかる立場に立ったときに、しかる教師本人が感情にかられてというふうになってしまえば、それはもう教育ではない、こう考えております。そういう意味におきまして、しかり方が激しくなりますと、小学校ではそれでまだ通るのですが、中学校では、逆に生徒からの反抗を受けたりといったようなことも聞きます。そういうことを含めまして、改めて注意喚起、指導をきちっとしたいと考えております。

斉藤(裕)委員

コミュニティ助成事業について

質問を変えます。

コミュニティ助成事業についてです。

今回、高島踊りに宝くじのお金 250万円が充てられる、こういうことです。代表質問でも松本(聖)質問の中にありましたけれども、小樽市が、時間がなくて、宝くじのお金があるという連絡から申し込みの期間が短かったために、部内で検討していることになっています。いろいろな各部各課、社会教育だとか環境部だとか公園課に至るまで、非常に広い助成の範囲なものですから、何かお金を使うところ、資金需要があるか、助成に対する需要があるかということを問いかけたそうです。

部内での情報をもとにしての検討がされている。この検討の結果が、申し込みがゼロだということなのですよ。私は、事前に、どの課、どの部に問い合わせをしたか、原課から伺いました。そうすると、その守備範囲というのは、スポーツ関係、福祉団体、文化活動をしている皆さん、ボランティアグループ、非常に幅の広いところで、恐らく小樽市内に何百もある団体です。それが対象の範囲になります。助成の対象になるだろうと思われる団体というのは何百もあるはずなのです。

確かに、その何百もの団体に対して、わずかな時間の中で、助成の内容を伝えて、あなた、申し込みませんかというのは物理的に不可能であったかもしれない。しかし、皆さん各部各課では、答弁によりますと、部内での情報を持っているからそれで検討したと。当然、検討したのですよ。皆さんは、日常の市民とのいろいろな触合いの中、関連団体との協議の中で、資金需要というのも当然お分かりだと思う。各団体が何をやるかと思っているのも、何をやりたいと言っているのも皆さんはご存じだと思います。

ところが、何と、1件も資金需要がないという皆さんの結論は、これはいただけない。私は、何団体かの皆さんに、直接、「この助成制度を知っていますか」、「問いかけはありましたか」と尋ねました。だれ一人として知らない。逆に、「そんなものがあるのだったら教えてくれ」、「どこでそういう情報をまとめたのですか」、「もっとまじめに仕

事をしてほしい」、こういう非常に厳しい指摘を私は受けました。「なれあいじゃないですか」、こうまでおっしゃっております。

そこで、尋ねますけれども、それぞれ市民部から、この助成金について話があった。各部各課の皆さんにお尋ねしますけれども、どんな内部検討をしたのか。

各団体の皆さんは非常に憤慨しています。私が推測するには、きっと内部検討をしていなかったのだと思います。部内の内部検討の実態、どんな相談をだれがしたのか。その結果、ゼロと。私の課からは1団体も資金需要はありません、こう皆さんは言っているのですから、その理由をそれぞれに伺いたい。

(社教)社会体育課長

社会体育課の方に関しましては、市民部からそういった照会がございまして、課長、体育館館長、それから担当者、3名で協議しました。その中で、要綱の中に、いわゆる国からの補助金を受けない者であるということがのってございましたので、うちの方としてはこれは該当しないものだ判断いたしまして見送ったわけでございます。

(社教)社会教育課長

ただいま社会体育課長の方から申しあげましたこととほぼ同じ内容の検討でございます。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

昨年度の観光課の中では、それまで観光関連で交流のございます団体の事情を把握している中で、該当するものがないと判断をしたところでございます。

(環境)管理課長

私どもは、部内各課へ実施要綱を周知するため回覧してございます。各課それぞれでのとらえと、それから助成事業の内容から、該当する事業内容の情報も外部から入ってきていないということでございまして、環境部としては該当なしで報告してございます。

(福祉)社会福祉課長

同じなのですが、記録を見てみましたら、9月28日に市民部の方から文書が届いておりまして、その後、福祉部内の課にそれぞれ配付いたしました。なおかつ、社会福祉協議会にも写しを渡しまして、該当団体がありますかどうかというご案内をしましたけれども、その返事を待ってから、ないということを確認してから、市民部の方にお伝えしたところでございます。

(土木)公園課長

公園としましては、平成2年、3年に緑化事業の助成を受けまして街路植栽等を行っております。それで、近年、内部でもって、中でもってあるかどうかという形で会合をしましたけれども、該当がないということで、該当なしという形で報告いたしております。

(市民)青少年女性室長

青少年健全育成の関係団体は2団体なのですが、私どもの室内で検討いたしましたが、日ごろの持っている情報の中から該当なし、ということで総合サービスセンターの方には通知してございます。

斉藤(裕)委員

今の皆さんのご答弁は、後日、そっくりそのまま議事録として、私の尋ねた関係団体の方たちにお渡しします。

これは、最低限の私のできることです。

皆さんが資金需要はないとおっしゃっているそれぞれの団体の方がおられますけれども、私の知る限りでは、10万円だった助成金が、補助金ですが、1割カットで9万円、その中でやりくりをしている。高齢化もして、又は人口も減少しているから、それぞれ各組織団体を維持するのも大変だ。しかし、備品、道具類は古くなれば壊れる。何とかしたいと思うけれども、市の情勢も考えて、ないものねだりはしない、あきらめていく。しかし、天から降ってきたような250万円があったのだ。そして、私たちの耳には入らないで素通りしたのだ、こういう不公平感を

持たれております。

このことについては、部内での検討は、今の答弁にあったそれぞれのような回答ですけれども、これは正確に伝えさせていただき、こう申し上げておきます。

それと、今回、高島踊りの皆さんは、独自に情報を入手して、そして申請に至ったと、こういうことであります。それは、それで結構なことですし、情報が入手できたということで運がよかったのだろう、こう思います。

しかし、昨日、資料を見せていただきましたけれども、少々疑問な点もある。これは、任意団体ですから、私が議員の立場で細部を指摘するのはご遠慮申し上げますけれども、少なくとも原課には注文をつけておきます。あの資金計画では、年間の繰越金と同等又はそれ以上の寄附行為をしなければならないです。会則も拝見いたしましたけれども、それは、一たん、本会計の中に入れる処理をお勧めします。しなければならない。それでないと、年間の全収入、総収入に当たる分の寄附金を自己資金として出すというのはなかなか考えづらい。

しかし、それは皆さんが回るのでしょうから、少なくとも、出どころは別としても小樽市経由で出るお金ですので、後から指摘されないように本会計処理をしていただきたい、こう思いますけれども、どうですか。

(市民)総合サービスセンター所長

申請いただいた時点では、まだ補助金の額が確定していなかったということもございまして、ああいう形で出させていただきました。

ご指摘の内容につきましては、今後、確定した段階で、地元の方と協議してまいりたいというふうに思っております。

斉藤(裕)委員

水道局の受変電設備の発注について

それでは、質問を変えますけれども、水道局に尋ねます。

資料請求をいたしました、メーカーリストが出ました。それで、皆さんとしては、ISOであるとか、私との事前の相談又は協議の中でいろいろなことを言っておられる。メーカー指定はISO、こういうのも参考にするとあると。

私はおかしいと思う。これだけISOなんていうものを持ち出すのであれば、建築、箱物ですよ。目的構築物というのは、電気だけでできているわけではないのですよ。躯体もあり、土木工事もあるのではないですか。設備工事もあるのではないですか。一つの構築物があって、電気だけがISOで、周りはISOではないなんて、基準を満たしていないというのはおかしいのではないですか。

水間主幹は、ISOを水道局の一つの目安として考えるのですか。そうすると、どうなりますか。小樽市の事業者でISOを取得しているところは何社ありますか。教えてください。

水道局次長

ISOの関係でございましてけれども、従前、私どもの浄水場のこういう受変電設備、それと、それを動かすコントロールセンターとかというものは、従前は重電機メーカーが行っておりました。その重電機メーカーというのがISOを取得しているのですけれども、今回、11年度からについては、地元の電気工務店が元請となって発注する部分がないかという中で、今回は電気設備というものを分離するという形の中で、その資格として、JISだとか、それからJISA規格とかいろいろございましてけれども、そういう中でISOという形で、必ずしもISOだという形ではございません。そういう考えで、私どもは、さらに、先ほど言いましたJISだとかJISAの優良工場、今回はそういうものを指定して従前からのものを一たん落としていった、そういう考えでございまして。

斉藤(裕)委員

お尋ねしますけれども、資料でいただいた山形電機製作所、これは、工場認定を受けたのは山形県山形市十文字となっています。山形電機製作所、この製品は山形県から送られてきているのですね。確認しましたか。

(水道)水間主幹

今回、指定しております配電盤メーカーは3社ございますけれども、山形電機製作所につきましては、北海道の千歳に工場を持っておりまして、今回、もし山形電機で受注ということになりますと、製造についてはISOを取得しております本社工場での製作になろうかと思えます。

斉藤(裕)委員

皆さんは、製品の精度を求めているわけでしょう。そうでしょう。皆さんが一生懸命言っているJSIAという組織がある。社団法人日本配電盤工業会というところがあります。これの工場認定を受ける。これですね。これがあつたらいいと言っているわけでしょう。いいのでしょうか、これ。これが必要だと言っているのでしょうか。efマークと書いていますけれども、これは工場に対するものです。

しかし、同じJSIAという団体が、皆さんは製品を買うのだから、そうでしょう。この工場認定と別に製品認定というのがあるはずですね。今回、皆さんがだめだ、地元のメーカーでは頼りないと言った工場は、工場認定こそ持っていないけれども、同じJSIAという団体の製品認定を持っているのですよ。これはどうするのですか。どう説明していただけますか。

(水道)水間主幹

適用ラベル制度の事をご指摘と思われまますので、その件についてご説明申し上げます。

適用ラベル制度は、日本配電盤工業会が平成5年に発足させた制度と聞いております。この制度の趣旨についてですが、配電盤工業会に加盟しているのは全国に460社ございまして、その会員の勉強会的な要素を持ち、工業会として、指導性に注目して、次に優良工場認定制度へつなげるステップとしてスタートした勉強会的な要素のラベル制度と聞いております。

私どもは、今回、浄水場の重電機メーカーと同等に近い品質レベルを確保できる第三者機関による資格認定の一つとしまして、同じ日本配電盤工業会で平成11年度より実施しております優良工場認定、これにつきましては、基本的には、適用ラベル制度が前段の勉強会的な要素からスタートしまして、最終的には優良工場認定を目指していたということで、そこで、この内容をいろいろ調べましたところ、ISOの審査資格を有した検査員が実際に工場に出向きまして厳正なる検査をした結果、この工場は配電盤工業会としても優良工場と認められると、そういう工場に対しての認定資格を重視して、それを採用したものであります。

斉藤(裕)委員

何かよく分かりませんが、興亜電機というものがここにあります。認定日、平成11年9月13日、それ以前はどうだったのですか。

(水道)水間主幹

平成11年度の段階ですけれども、天神浄水場のメーカー決定に当たりましてはISO並びにJSIAの資格制度がございませんので、当時は、JISに基づく日本電機協会の推奨、認定、これを基本で選定しております。

斉藤(裕)委員

この会社は、皆さんはJSIAの資料を出してきたけれども、実は、ほかにも持っているということですか。

(水道)水間主幹

3社につきましては、JIS推奨もしくは認定、どちらかを取得しております。

斉藤(裕)委員

それでは、これはなぜ統一してこなかったのか。これはやはり、書いてこられなかったのではないですか。

(水道)水間主幹

市長答弁にもございましたとおり、ISO、それにJISに基づく日本電機協会の推奨、認定、それと、JSIA、配電盤工業会の優良工場認定のいずれかがあればということでのせておりますので、ご理解ください。

水道局次長

今回、資料提出したのものにつきましては、主幹が言われたISOとかJSIAという優良工場のメーカー、もう一つはJIS規格があります。JISもあるのですけれども、それはこの3社とも取っているという形で、上の方といいますか、上と言うと語弊があるのでしょうか、それと同等以上のものを取っているという形でのせました。したがって、先ほど言いましたJISの方の認定工場なり推奨の部分は取っているという形になります。

斉藤(裕)委員

市長にお尋ねしますが、突然こういう具体的な話ですから、ぴんときないと思いますけれども、私はおかしいと思うのですよ。この線引きがおかしいと思っているのです。確かに、線引きとして工場認定としましたと、それは結構なこと。しかし、水道局としては、その工場から出てきた製品を買うのだから、その製品がいいという適用マークがついていれば、地元だって参画の機会があるのではないかなと思う。何も工場を丸ごと、山形まで行って、工場を切り張りして運んでくるわけではないのですよ。

私は、それこそ、地元の製造業の皆さんにやはり参画の機会を与える。それは、何も無いというのだったらおかしいです。何も技術力を確認できないというのだったらおかしいけれども、第三者機関、JSIAという機関が、あなたの工場から出てくる製品というのは、少なくとも適合していますと認めているものは、地元振興という意味からも、地元の製造業比率を上げるというのは大切なことなわけですから、参画させてあげてほしいと思うのです。

市長、その辺はどう思いますか。

市長

細部のことはよく分かりませんので、水道局長から答弁させます。

水道局長

これは、私、公営企業管理者としての発注でございますので、経過を踏みましてご説明申し上げます。

先ほど、担当から申し上げましたとおり、浄水場の受変電盤設備工事と申しますのは、電気の大もとでございます。道内主要市、全部、水道局のこの手の発注は、従来から重電機大手8社に発注してございました。従来、私どもも、私が行く前までは、重電機メーカーに発注ということでございました。平成11年度に私が水道局長になりましたから、皆さん方から特に要望の強い地元企業への受注拡大を図れ、こういうお話もございまして、何とかこの工事について地元業者に発注する手だてはないのか、こういうことで検討させました。その結果、先ほど担当からお話のとおり、地元の工事業者に元請をさせて、私どもがより信頼の高い、これは浄水場でございますので、大もとの電気に何かありますと浄水ができません。市民に迷惑がかかりますので、そういう意味で、より信頼のある資格を有しているメーカー、これを私どもが指定いたしまして、その製作によるものを使うように、こういう指示で私どもは11年度に入札をいたしました。

そのときも、市内の地元の工事業者が受けまして、私どもが指定するメーカーが製作したという経過がございます。このたびも同種でやりました。その結果、今委員がおっしゃいます地元の、ここは工事もやってございますので、今委員がおっしゃいます工事店、工事ということで元請として落札をされました。私どもは、仕様にその旨のメーカー指定をしております。ですから、そこで製作するということのご納得の上で落札をされ、そして契約をされたものではないかなというふうに考えてございます。

斉藤(裕)委員

皆さんが、この仕事のない時代に、地元発注を拡大するなんて当たり前の話ですよ。そのために努力をするなんて当たり前の話。

しかし、今聞いているのはそんなことではないのですよ。地元の製造業比率を上げるためには、地場消費というのが必要なのです。地元で消費をしていく。これが必要なのです。そのためには、大手と地元というのは、企業体力の格差があって、ましてやISOなんていうものを振り回されたら、その費用だけで莫大です。当然、ISOを

取得できる企業なんて少ないわけですよ。だから、そういうハードルを設けなくて、地元としては、皆さんは、本家本元、頭を冷やして考えれば、物がいいか悪いかかわけでしょう。それを尋ねているのです。

これは、地元企業にとっては非常にプライドを傷つけられる話です。傷つけられますよ。製品はいいと言っているながら、工場はだめだ、だからおまえらは使えないのだと。それはおかしいことですよ。

そして、今の答弁というのは、製品がいいか悪いかという答弁にはなっていない。私たちは、こうやって地元拡大をしました。それと、電気工事業者と製造業と二つ持っています。そんなことは関係ない話だ。今はそんなことを聞いていません。製品として、あなたたちは使えるのか、使えないのかと聞いているのです。そんないろいろなことを言ったって、それは答弁になりません。

市長は、地元ブランドとか、やっぱり地元の製造業比率を上げる、地元のものを使っていく、これは市長の考えと合致している。市長も、常日ごろそう思われています。皆さんに排除するだけの明確な理由があったとは、私は思えない。この辺について答弁してください。

水道局長

先ほどもお話し申し上げましたが、浄水場と申しますのは市民の水をつくっているところでございますので、私どもは、従来から使用する機材等についてはJIS同等以上というようなものを規格品として採用してございます。ですから、今回も、重電機メーカー、これはISO、重電機メーカーといいますがもうISOですから、重電機メーカーしか参加できません。ですから、道内の中で、優良工場等の指定を受けているメーカーまで入れてメーカーを指定しているということでございますので、委員が今おっしゃる市内のところは、残念ながら、私どもがまとめた資格にはないということでございますけれども、私どもとしては、その辺は慎重に、やはり使用機材は指定しなければならないという判断のもとで、技術の方でいろいろ考えながらやったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

斉藤(裕)委員

平行線をたどりますのでやめますけれども、これも注文をつけておきますよ。

山形県にある会社から納品するときは、山形県の工場から出ているということを確認してくださいよ。私はそうは聞いていないから。私の調査では下請でつくっているから。これは、今後一回一回確認してください。そして、ここに書いている、これは工場認定ですから、皆さんが納入される製品が必ずこの工場から出ているということを確認してください。私はそうは聞いていないから。下請ですよ。だから、皆さんの言っている工場認定なんていうのは、その努力は認めるけれども、細部の確認まではしていない。これは言うておきます。

産業廃棄物埋立業務について

質問を変えます。

最後の質問ですけれども、大畠委員の質問に関連しまして、環境部に尋ねます。

環境部管理課長が答えています。埋立業務に関連して、どうしてお金が7,700万円とか5,000万円だとか動くのだと、こういう質問に対して、業務時間の延長、業務時間が長い、だから金も動くのだ、こう言っているのです。

なぜ業務時間延長が必要だったのですか。それは、何年何月のことですか。

(環境)管理課長

ただいまの時間延長の関係でございますけれども、大畠議員に申し上げましたのは、9月から6月の部分で、月単価で増になる部分のお話がございまして、その部分で理由として申し上げたところでございまして、その時間延長をしたというのは、実は昨年12月26日でございまして、小樽産業廃棄物処理事業協同組合の方から、処理場の営業時間の延長の要請を受けてございます。この要請理由といたしましては、建設現場の作業が8時から始まるということ聞いてございまして、そういう要請を受けまして、私どもは、今までは開場時間が8時半でございましたけれども、13年度からそれを30分繰り上げて8時からということで時間延長したところでございます。

斉藤(裕)委員

平成3年度から11年度までの資料があります。金額が、5,000万円から、9年度に当たるまでだんだん伸びています。これは、皆さんの考え方から言うと、平成3年度は仕事をしている時間が短くて、平成9年度には仕事をしている時間が長かったと。つまり、毎年毎年、一年一年、開場している、仕事をしている時間が、業者の拘束時間が長かったということですね。どうなのですか。

(環境)管理課長

時間の関係とはまた別に、言うなら、やっていただく業務内容、それも違ってございます。そういうことを受けまして、額的に委託料の変動はございます。

斉藤(裕)委員

業務内容が変わっているのですか。平成3、4、5、6、7、8、9、10と、11年度までは随意契約ですね。これは、仕事の内容が変わっていたと。追加して、追加して、追加してと。そして、皆さんの積算というのは時間単位ですね。平成3年5,000万円、平成9年7,700万円、そうすると2,700万円の分は、違った仕事をやったか、それとも仕事をしている時間を長くしたのか、この二つに一つではないですか。その辺を説明してください。

(環境)管理課長

一応、算定の関係でございませけれども、基礎としますのは、やはり人件費の関係、それから重機の損料等の関係、これらを積み上げてございます。ですので、時間の関係もございませけれども、単価的なもののアップが続いているといいますが、そういうのが変化の一つの要因にはなっていると思います。

斉藤(裕)委員

北海道単価でやっているわけでしょう。北海道単価が、毎年毎年、ひどいときになると7、800万円も単価に反映しているということなのですか。そして、9年度と10年度は、逆に北海道単価が下がったということなのですか。北海道単価だけで説明するのは無理があるのではないですか、これは。

環境部副参事は、環境部の埋立業務というのは、人件費と機材が中心でございませ、こう言っています。6万トン、10万トンの処理量が仮に上がったり下がったりしても、同じ金額でやってもらうのだと、これが基本的な埋立業務の考え方なのですよ。もう答弁にあるのです。皆さんが、今、口では単価が上がったなんて言っていますけれども、全部説明がつくのですか、これ。発注要件が変わらなければ、3年であろうと10年であろうとみんな同じ金額だということになるのですよ、皆さんの理屈から言うと。

時間延長は何年の時点でされたのか。時間延長はどうなのですか。していないのでしょうか、しばらくの間。つい最近まで、8時半から何時というのは決まっているわけですよ。変わっていないということは、拘束時間が変わっていないから、皆さんの言い分で言うと、発注金額というのは変わらないと答弁しているのです。

以前の答弁の中で、平成12年12月の4定の中で、委託料の積算についていろいろ議論しました。そのときに、皆さんは、かたくなに時間だと言ったのです。私たちは数量でしようと言ったのです。ところが、皆さんは、違う、違う、時間なのだ、拘束している人数だから、時間と時間で拘束している人数で算定しているから、処理量が多くなったり少なくなったりしても、時間さえ同じであれば委託料は変わらないと言ったのですよ。

だから、今、この資料に基づいてお尋ねする。時間は変わったのですかと。変わっていないのでしょうか。

その理由として、数字が動く理由として、皆さんは何を言っているか。北海道単価からの積算が違って来たと言っている。この数字の違いを北海道単価の積算で説明できるものだったらしてください。リース料のアップだとか、そんなものでぴたっと数字を説明できるものだったらしてください。それでない、皆さんは昨年4定に言った答弁と違った積算方法を用いたということになる。いかがですか。

環境部次長

今、斉藤(裕)委員の方から何点かのご質問があったと思います。

一昨日の管理課長のいわゆる時間延長の問題といたしますのは、これは、12年度と13年度の比較論の話をさせていただいたというふうに私どもとしては理解をさせていただきます。ですから、それは、さかのぼってまで時間延長があったとかなかったとかという議論ではないものというふうに理解しております。

また、いわゆるこの資料に基づきますと、平成3年からこの間、毎年度、委託料が上がっています。この分につきましては、いわゆる業務形態が仮に同じであったとしても、当時の人件費のアップだとか、あるいは、建設機材のリースの、いわゆる損料のアップだとか、これは、道の建設の基準単価ですが、道の方で採用している基準単価など、この単価もやはり上がっているものというふうに考えてございます。

ですから、私どもとしては、そういった意味でこういう変化といったものがあるかと思えます。今これだけの、突然こういったことのお話をされているので、具体的な金額の件数を一つ一つまで説明することはできませんけれども、基本的にはそういうふうに考えてございます。

それから、昨年の4定のとくに、時間が問題であって量は問題ではないという一つのお話と違背するのではないかという議論でございますけれども、これについても、一昨日の日に大島議員が若干質問をしていただいておりますけれども、環境部といたしましては、産業廃棄物の処分予定量、そういったものに基づきまして委託料を算定してございまして、基本になっているものは、いわゆる営業時間なり開場時間内に常に適切にそれを処分していくという形の中で、やはり必要な機材なり人員なりといったものは常に確保しておかなければならない。そういった意味から言いまして、量の増減が、即いわゆる委託料の増減に結びつくものではないのだ、こういったことをご説明をさせていただいたというふうに考えてございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

斉藤(裕)委員

皆さん、その理屈から言うと、言っておきますけれども、追加の予算なんて出せないよ。具体的に例を言うと、10万トンが6万トンになった、40パーセントの数値は待機させているキャバがあふれないために、待機させている分を40パーセント見込んでいるのだったら、これは、追加なんて絶対にびた一文出せないのですよ。これまでの議論では、残業して徹夜すればいいのだみたいな話もしていました。皆さんは、数量を無視した時間拘束の考え方を貫き通しているからこんなおかしなことになるのです。

部長は、これまでにいろいろ答弁されていた。道単を入れて積算を拾っていったと。部長の言っていることは正しいと思えますよ。ただ、それは処理数量があつての話なのです。そうでしょう。処理数量があつて積算をしていた、これが正しいのです。ですから、新環境部長が言った答弁は正しいけれども、それまでの答弁とは矛盾するのです。皆さんは、かたくなに処理数量とは関係ないと言っていた。そうしたら、この数字というのは、処理料が2,000万も2,700万も違う数字というのは説明がつかなくなるのです。

今日、時間も大変遅れましたので、これは今日でなくていいですから、明日の委員会までに提出してほしいのです。厚生常任委員会で改めてお尋ねしますけれども、平成3年度の処理料5,023万と、一番大きいとき、平成9年度の7,760万、これはどのように発注の仕様書が変わったのか、比較した資料をきちんと出してください。時間が違っていなければ、道単のアップ分だけなのですからね。それで2,700万の説明がつかどうか。

私たちは、皆さんは大ざっぱなつかみ数字しか持っていないくて、業者との見積もり合わせの中で、自分ではじいた数字ではなくて、大ざっぱなつかみ数字だと。だから、本当の競争入札なんて平場でやったら実行予算に近くなるわけですから、だから2,000万円も余計に払っていたということでしょう、これ。

その辺の整理を早急にしていただきたいと思います。

これで終わります。

環境部次長

今、私の方でも少し説明させていただいたわけでございますけれども、業務量の変化、そういったことはまだ私どもとしてはつかんでございませんけれども、できるだけ努力をしながらお答えしていきたいというふうに考え

ております。

委員長

それでは、市民クラブの質疑を終結いたします。

公明党に移します。

斉藤(陽)委員

小樽市博物館について

小樽市博物館についてお伺いをいたします。

まず、博物館法で、登録博物館、博物館類似施設、博物館相当施設という3分類がございますが、小樽市博物館は、このうちのどれに当たるのでしょうか。

(社教)博物館長

小樽市博物館は、登録博物館となっております。

斉藤(陽)委員

それとまた、博物館については、いろいろなジャンル別に、歴史博物館ですとか、自然史博物館とか、また考古学という部分とか、いろいろあると思うのですが、小樽市博物館はこのようなジャンルでは何博物館ということになりますか。

(社教)博物館長

小樽市博物館は、現在、総合博物館として登録されてございます。

斉藤(陽)委員

それでは、小樽市の博物館について、展示のフロアの面積、また、現在の収蔵品の点数と、それから展示されている点数、また、その収蔵品に対する展示点数の割合、それから、年間の入館者数をお示しいただきたいと思っております。

(社教)博物館長

最初に、博物館の展示面積でございますが、全体面積が952平方メートルございまして、そのうちの675平方メートルが展示面積となっております。展示してございます資料点数ですが、資料の点数の数え方の方法論もいろいろあるのですが、ごく一般的な数え方といたしまして、おおむね3,000点が現在の常設展示で展示してございます。

一方、当博物館で収蔵している資料の総点数は、正確には9万8,000点ですが、おおむね10万点というふうには押さえております。したがって、収蔵点数に対する展示点数の数的な比率を申し上げますと、おおむね3パーセントというふうには押さえてございます。

また、平成12年度の当博物館の利用者は6万8,000人でございます。

斉藤(陽)委員

それでは、この数字というのは、道外の同規模の都市、あるいは大きな都市ですけれども、他都市の市立博物館等と比較して、どのような位置になりますか。

(社教)博物館長

比較すべき項目が結構ございますが、まず、北海道の場合、小樽市も含めて、主要5館という言葉がよく使われるのですが、旭川市、函館市、帯広市、釧路市ということで、その枠の中で説明させていただきます。

最初に、面積でございますが、総面積ということで申し上げますと、旭川市が1,820平方メートル、函館市が1,175平方メートル、帯広市が1,103平方メートル、釧路市が1,260平方メートルとなっております。さらに、展示点数ですが、先ほど来、ちょっとお話しさせていただきましたが、資料点数の数え方にその館独自のものがござい

まして、必ずしも一致しているとは思いませんが、旭川市は常設展示が2,500点の展示というふうに報告を受けてございます。それから、函館市が450点という点数の報告を受けてございます。帯広市が4,600点、釧路市が4,100点と。収蔵点数に至っては、歴史の新しい、古いもあるのですが、旭川市でおおむね6万7,000点くらい、函館市で78万点くらい、帯広市で40万点、釧路市で22万点です。

利用者等についても集計をとりましたので、利用者について平成12年度分だけでお知らせしたいと思いますが、旭川市が3万9,000人、函館市が7,300人、帯広市が1万9,000人、釧路市が3万800人、このような数字が出てございます。

斉藤(陽)委員

今、函館が極端に少ないのですけれども、これは何か特別な理由があるのですか。入館者数ですが。

(社教)博物館長

函館の平成12年度の年間利用者の少なさについては、その中身については私どもは詳しいことは残念ながら承知しておりませんが、ただ、いずれにしても、函館市の場合は公園の中にありまして、私どもの情報の中では、おおむね年間1万人前後の利用者というふうに聞いておりますので、おおむね妥当な数字だというふうに思っております。

斉藤(陽)委員

それでは、展示物といいますが、収蔵品の活用についてなのですが、いわゆる常設展示あるいは企画展での展示、また講座等へ貸し出す、いろいろな活用の方法があると思うのですけれども、市民の財産として積極的な運用というか、活用が望まれるわけですけれども、先ほどの約10万点のうちの3,000点、3パーセントと。数え方にはいろいろ問題があるということなのですが、こういうデータからしますと、あまり十分な活用がされていないのではないかという気がするのですけれども、この理由についてはどのようなことがありますか。

(社教)博物館長

資料の活用の点でございしますが、常設展示におおむね3,000点くらいの資料展示をしております。ただし、その点数を増やす場合には、やはり展示場の面積の問題が当然出てまいります。いま一つは、資料の活用という面から言えば、議員がおっしゃるとおり、各種講座ですとか、あるいは、出前的に資料を持って行ってその資料を活用するとか、さまざまな活用の方法があると思います。

いずれにしても、資料の活用の度合いといいますのは、基本的には常設展示で、その常設展示を補うべく、さまざまな調査、そのデータに基づいた企画展示での公開、それを積み上げていくということが一番いいわけですし、当博物館としてもそのような方向性で、資料活用は、現在ではまだ少ないと言われればそうかもしれませんが、一層その活用度を高めていきたいというふうには思っております。

斉藤(陽)委員

基本的には常設展示をするフロアといいますが、面積が基本的なベースになると思うのですけれども、先ほど道内のことをいろいろ伺いましたが、他都市の博物館の新設あるいは改築等について、計画でも結構ですけれども、最近の状況についてお示し願いたいと思います。

(社教)博物館長

他都市の改築計画についてであります。私どもの得ている情報では、昭和41年に開館いたしました函館市の博物館が現在改築計画を練っているという情報を得てございます。それから、もう1館、昭和57年にオープンいたしました帯広の博物館、これが平成17年度に改築する計画を持っているというふうに聞いております。

ただ、帯広の場合は、百年記念館と申しまして、一般ギャラリーにも使えるような、そういうスペースも併設してございますので、博物館としての単独館ではないということもご承知おきいただきたいと思います。

斉藤(陽)委員

我が党の秋山議員の代表質問で、現在の総合計画と申しますか、第2次の実施計画では凍結ということになったのですが、いわゆる新博物館のための調査事業、これは休止となっておりますけれども、教育長からのご答弁をいただきまして、博物館は、生涯学習の場として重要な社会教育施設でありますので、今後とも庁内関係部局と連携をとり、情報収集などに努めとともに、博物館協議会、博物館友の会などを通じて広く市民の意見を聞きながら、次期実施計画に位置づけるべく検討を進めたいと、このようなご答弁をいただいておりますけれども、今、館長からいろいろと明らかにしていただいた現状を踏まえまして、新博物館建設の必要性、あるいは建設の緊急性についてどのような判断をお持ちか。教育委員会の方と、また事務事業の評価との関係で、必要性、有効性、効率性をどう検証された結果、休止ということで、企画部の方にもこのご認識をお伺いさせていただきたいと思っております。

社会教育部長

新館建設のご質問でございますけれども、緊急性、必要性ということでございますが、本会議で教育長がお答えしていますように、新館につきましては、次期の実施計画の中で検討するというところでございます。現在、私もその間の取組としてでございますけれども、今、館長の方からいろいろご答弁をさせていただきましたが、主要都市の状況ですとか、あるいは、最近の、今求められている市民に対する生涯学習の場として、博物館はその教育機関として今後も担っていかなければならないと思っておりますし、現在のうちの博物館を見ますと、立地条件で大変な利便性があるといえますが、市民にも、あるいはまた観光客の皆さんにも、小樽のガイダンス的な機能も、10万人の人が入館になってございますので、そういったものもやはり現に求められておりますので、そういった情報収集といえますが、そんなことについては取り組んでございますし、必要性についても、位置づけるべく検討を進めたいと、ここには私も原部の熱意も入っておりますので、必要性については十分検討を行いたいと思っております。

企画部長

第2次実施計画策定時における新博物館調査事業の検証でございますけれども、ただいま社会教育部長から必要性等々の話があるありました。私も企画部で第2次実施計画策定に当たりまして、第1次実施計画にございます503事業、これについて1次検証をいたしました。この新博物館調査事業につきましては、第1次検証の後に調査委員会が行う第2次検証におきまして、財政状況等々から、当面、新博物館の建設はなかなか難しいと、こういった観点から第2次の13から15の間では休止にしたと、こういうような状況でございます。

斉藤(陽)委員

ご答弁いただきましたいわゆる次期実施計画ということなのですが、平成16年には、総合計画、いわゆる21世紀プランの見直しということが予定されていると。そして、次期実施計画に位置づけるべくということなのですが、具体的には、教育長からご答弁いただいた年次というのは何年になりますか。

社会教育部長

これは、単に博物館だけではなく、市政全般の中でこの辺の政策検討がされるわけでございますけれども、計画年次が15年でございますので、ローリングでございますので、15年の段階では次期の検討というものについて社教として進めていかなければならないと思っておりますので、原部としましても、そういった時間の中で、その辺の調整が必要ではなかるかと、このように思っております。

斉藤(陽)委員

ということは、16年度からの実施計画に位置づけるべく努力したいということで、受け取ってよろしいですか。

社会教育部長

そういうつもりであります。

斉藤(陽)委員

そうしますと、この事務手続としては、16年度からの位置づけというためにはどのような手続的な段階を踏まれ

るのでしょうか。

(企画)川堰主幹

次期、第3次の実施計画についてでありますけれども、先ほど社会教育部長がお話ししましたように、計画期間を平成16年度から18年度と予定しておりますので、その策定の際に、現計画であります第2次の事務事業評価による検証と新規事業を含めた実施計画の策定を15年度中に行います。その際には、私ども企画部の方と各原課の方でのヒアリング等々を行いまして、事業の計画策定をしていきたいというふうに考えております。

斉藤(陽)委員

年度をいつというふうにおっしゃいましたか。

(企画)川堰主幹

平成15年度中でございます。

斉藤(陽)委員

教育長のご答弁の中に、「庁内関係部局と連携をとり」と、情報収集等に努めるということだったのですが、この庁内関係部局というのは、具体的に言いますとどういうふうになるのでしょうか。

社会教育部長

教育長の答弁の中での庁内関係部局でございますけれども、この意味は、政策検討ということでございますので、市長以下三役と、施設の運営ということになりますと人的な面もでございますので資金の面とか、それから計画という部分もでございますので、総務、企画、財政、こういったところが中心になるかと思えます。

斉藤(陽)委員

企画部の方にお伺いをさせていただきたいと思えますけれども、いわゆる事務事業評価システムの試行で昨年からは休止ということになっているわけですが、この導入に当たっての「事務事業評価システムの試行」についてという資料をいただいているんですが、この中で、時代の変化に的確に対応した質の高い施策の展開のためというふううにうたわれております。今現在は休止ということなのですが、今後、この事業の必要性あるいは緊急性、効果などについての認識が変わったと、ぜひやった方がいい、そういうふううに認識が変わったときには速やかに再開をされるべきだと思えますけれども、その点を確認させていただきたいと思えます。

企画部長

今、委員のお言葉に認識という部分がございますので、そこがある部分で大事なと思えます。

先般、教育長の方からも、幅広い市民の声といいますか、そういった部分も含めて、機運の盛り上がりとか、それから、先ほど社会教育部長が申し上げたとおり、市教委初め、庁内関係部局で、今後の博物館の在り方についてという部分で、幅広い議論を持った中で、一定のコンセンサスを得るとか、それとやはり、3次でも評価システムがございまして、その中で、やはり他の事業との相対的な緊急性とか事業効果とか、それから、今一番大事になるかと思えますけれども、将来の財政の見通し、こういうものもあわせ見て、第3次実施計画にのせていくか、のせていけないかという部分の判断は、そういった観点からなされていくと、こういうふううに思っております。

斉藤(陽)委員

ぜひ、必要性ということを認識していただきたいと思えます。

運河プラザにおける物販部門の廃止について

次に、経済部の方にお伺いしたいのですが、小樽市の博物館に隣接します運河プラザの物販部門について、廃止の方向ということで聞いているのですが、これについて、この経緯をご説明いただきたいと思えます。

(経済)商工課長

観光物産プラザにおける物販の関係ですけれども、これは、代表質問でもお答えをさせていただきましたけれども、平成2年の開設以来、あの場所で、基本的には物産の展示あるいはPR、こういうものを主目標に、あるいは

観光情報の提供という二つの柱であの施設をこの10年ほど運営してきました。この間、社団法人小樽観光協会に委託をしながら進めてきたわけですけれども、小樽観光の人気、そういったものとあいまって、実はかなりの入館者があって、当時は物販関係も相当に売れ行きがよかったという現状でした。

ところが、当初90万人を超えていた入館者が、今は40万人台ということですから、およそ半減しているという中で、一般会計に相当なしわ寄せが来ている。ですから、あのスペースあるいは人的な部分を含めて観光協会の運営はかなり大変だということで、一昨年来いろいろな議論があって、事務レベルで協議してきましたけれども、本年5月に、最終的に観光協会が理事会、総会の中で判断をして、物販については一時休止をしたい、そういった申し入れが先般あって、私どもとしてはその話を受けている段階、今はそんな状況でございます。

斉藤(陽)委員

これは、小樽市が直接運営しているというわけではないので、観光協会の方でいろいろ検討されたということですが、一つの提案としてお聞きいただきたいのですけれども、隣が小樽市博物館ということで、いわゆるミュージアムグッズというのですか、最近、各博物館、美術館等でミュージアムグッズというものが非常にスポットライトを浴びているというか、話題になっているわけです。そのミュージアムショップとしての位置づけで、運河プラザの全部とは言わないまでも、活用はできないものかということで、博物館のいわゆる図録ですとか主な展示品の絵はがきをつくって販売するですとか、そういったミュージアムショップ的な活用というのは図れないものでしょうか。

(経済)商工課長

ご提言の分につきましては、これは初めて聞くお話ですけれども、実は、物産プラザの利用を検討する会議を今観光協会と進めております。もう既に6月に第1回をやって、今後2回目ということになっておりますが、その中で、先ほど申し上げましたけれども、とりあえず物販は休止すると。ですから、違う形の物販だとか、そういったものは今後の議論になるかと思えます。その中では、今のご提言の分を含めて、これは博物館の方とも相談しなければなりませんけれども、そういったこともご提言があったという旨を私どもの方からお話をしながら、その検討の中では進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

斉藤(陽)委員

それともう1点、これもご答弁の中にあるのですけれども、今後とも隣接する運河プラザや制作体験施設などと有機的な連携を図り、修学旅行生を含めた観光客に施設の状況を宣伝していきたいという、これは市長の方からご答弁いただいております。この隣接する制作体験施設は、例えばガラス工芸だとかオルゴールだとかという施設があるわけですが、こういったところと、企画・展示ですとか制作体験のイベントを共同企画するとか、今までもいわゆる情報提供は、隣に何がありますよ的なご紹介ということはあったと思うのですけれども、もう一步踏み込んだいろいろな企画の連携みたいなものは、今後取り組めるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

今のご提案にもございましたが、博物館を含めての運河沿いにあります地区は、地区全体としましては、観光客の入込みが減少傾向にございますが、今お話しのございました制作体験施設につきましては、平成11年度に比べまして12年度は増加傾向にあるといった施設もございまして、そういった中では、この地区の中でいかに観光客を回遊させていくかということが、これからの課題になっていくのではないかというふうに思っておりますので、新たな観光ルートなども観光客の方には提案をしていくというようなことも考えております。

また、ご提案のありました、施設間の情報提供だけではなくて、そういった特徴を生かした相互連関、こういったものもまた各施設と協議させていただきまして、検討をしていきたいと思っております。

斉藤(陽)委員

終わります。

秋山委員

学校評議員制度について

それでは、1点だけお聞かせいただきたいと思います。

教育問題に関してですけれども、今後の開かれた学校づくりに関して、学校評議員制度は研究すべき課題と思う
がいかがでしょうかということのお伺いをいたしました。そのときに、学校評議員についての認識と今後の方向
性や取組について、教育長の見解と開かれた学校の、「開かれた」という部分に関してのお考えをお伺いいたしまし
た。

それに対して答弁をいただいております。学校評議員についてずっとお答えをいただいております中に、「全国
における学校評議員の」云々という中で、全国で学校評議員制度を取り入れた内容とか効果、そして、取り入れる
ことによってどのような変化があったのだろうかということについて、まずお伺いしたいと思います。いかがで
しょうか。

教育長

ご質問でお答えいたしました。全国の自治体の56パーセント、1,853団体がまだ検討中という段階でございま
す。そして、これの法改正は平成11年4月でございまして、大体そこで設置や取組が始まりましてまだ半年ちょっ
とということで、成果と申しますか、活動状況はまだ固まっていないのが現状でございます。

また、小樽市は、今検討中の段階の中に入っているわけですが、実際に学校の意見ということで、校長先生方に
いろいろお聞きしますと、学校にはいろいろな情報がある。例えば、いじめだとか、あるいは学習不信とか、そう
いう、ひょっとするとマイナス情動的な要素もあって、いわゆる学校評議員制度を導入するのに若干のためらいと
いうものがまだ残っているようです。それで、「開かれた」という部分についてなかなかお答えがしづらかったわけ
ですが、全体的な観点で申し上げますと、「開かれた」というのは、やはり、地域住民や市民の方々の意見が学校に
反映されるということが第一義的なことである。第二義的には、学校の置かれている状況をもっと地域の方に知っ
ていただくという学校自身の努力が必要であると、そういう二面性がございます。そして、学校が開かれるという
条件の中には、既にPTA活動がございまして、小樽市では、PTAが5ブロックでそれぞれの地域でそれぞれが
集まって議論交換をしておりますし、今度の不幸な池田の付属小学校の事件で、いわゆる地域による市民のボラン
ティアが児童・生徒の安全にもっと協力していただきたい、また、そういう動きも出てきておりますので、単に学
校評議員だけに開かれたという存在をぶつけるのではなくて、いろいろな市民の要素が集まって、より一層、小樽
の教育・学校も開かれていってほしいという、そういう願いの中で進めていきたい、今はそう考えております。

秋山委員

今、教育長の答弁をいただいた部分は、教育長の思いも全部含まれているという立場でとらえてよろしいでしょ
うか。

教育長

はい。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結いたします。

続きまして、民主党・市民連合に移します。

渡部委員

学校の安全対策について

時間の関係もありますので、少しはしょって質問をしたいと思います。

ただいま教育長からちょっとお話がありました池田小学校での事件・事故ということについて、お聞きしたいと思います。

特に、99年12月に京都市において、規模こそ違い、やはり事件がありました。このとき、当時の文部省は39項目にわたるチェックリストをそれぞれの教育委員会に出しました。この点については、その内容について、あるいは対応について質問の中でお伺いいたしました。今回の事件に関して、今、何というのでしょうか、文部科学省から、一つの対策を含めての文書とか、そういうものは流れてきているのかどうか。もし流れてきているとしたら、それはどういう内容で、それらに基づいての対策をどのように考えておられるか。

それから、やはり、それぞれの環境等々も相当違うと思うのです。都心の学校と、それから地域を含めていると。独自の対策等というものについて、小樽市教育委員会として、協議をして、そういうものを具体的にまとめ上げたのかどうか、その点についてお伺いいたします。

教育長

39項目の点検項目が改めて文部科学省から送られてきておりまして、かつ、その点検項目について、学校の報告を求められました。そのことについては、既に教育局を通じまして文部科学省に報告をいたしました。

そのほかの数字につきましては、ご答弁の中で一部申し上げましたが、一番低い数字を申し上げますと、例えば、先ほど申し上げました学校開放時の安全確保について、保護者やPTA等による学校支援のボランティアの積極的な協力を得ているかというのに対しまして、小学校では35.7パーセント、中学校では11.8パーセントと、まだまだ地域の市民の方々による学校ボランティア的な活動というのはなされていない、それは緊急課題であろう、そう思っております。

そこで、39項目の点検につきまして、改めて校長会議を招集し、説明をしております。そうしまして、校長の方から、それぞれの学校でどういうことをやってほしいかという希望を述べてもらいました。そうしますと、ある小学校では、校長室がすりガラスになっていて、門や玄関の方が見えないので、それを透き通った透明なガラスにしてほしいという要望や、あるいは、防犯ベルをつけてほしいとか、あるいは、校門、さくその他について不適切なところがあるので直してほしいという具体的な要望が上がっております。

そのほか、6月10日に、警察署に要望いたしまして、現職警官に制服の姿で乗っていただいて全市のパトロールを実施しておりますし、この20日からは、警察官と市教委の施設課あるいは指導室の職員が一緒になりまして、各学校を巡回して点検しております。これは、今月の月末までにその作業を終了する予定となっていて、具体的な取組についても進めております。

今後、またいろいろと学校から上がってくると思いますし、これには、地域の方々、PTAの協力が必要だと思いますので、第2、第3の検討、そして相談をして進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

渡部委員

お話がありましたように、学校現場としての対策、それから、父母を含めての対策、それから、地域の方々との連携を含めた対策、その辺がやはり重要になろうかと思えます。具体的にこれから対策を講じていく段階においては、その面をしっかりと、やはり連携の持てる体制ということを確認していただきたい、このように要望しておきます。

本市経済の活性化について

続いて、経済部の方に、代表質問から続いて何点かお伺いし、それで、引き続きまた経済常任委員会で質疑を進めていきたいというふうに思います。

国の情勢の話をしていながら、本市経済の状況について聞いてまいりました。一定の回答をいただいたわけがありますけれども、一つ、本市の状況における、いわゆる答弁で、ずっと続けてということもありまして、もう少し具体的に聞いてみたいなど。それは、市長は、経済全般にわたって現状をどう認識されておられるか、また、経

済の活性化に向けての対策について、もう一つ、付け加えたような形で、市長の持つ景気浮揚論について、ぜひともお聞かせくださいということをお尋ねしました。

それで、一つは、地域経済の活性化についてのいわゆる具体的な面を、全体的にどのように見ているのか。二つは、経済対策の各種施策を着実に進めてまいりたいという市長答弁でございますが、これらは、具体的にどのように考えているのか。それから、付け加えた面での質問でありましたけれども、市長の持つ景気浮揚論については、どうもひっくるめた形の中での答弁であったように思いますので、一つ、景気浮揚論についてぜひともお聞かせくださいと、この点については経済部長にお聞かせいただきたい、この3点についてお伺いします。

(経済) 商工課長

最初の1、2問は私の方から答えて、最後は経済部長にということですので、部長の方から答弁したいと思います。

地域経済の活性化、こういうものを指す具体的な姿ということでのご質問だったと思います。この間、厳しい情勢については、何回もご答弁をさせてもらっていますけれども、地域経済の底上げ、活性化というのは、少なくとも、今、小樽市が抱えていますさまざまな課題、例えば、人口減少のことも、少子高齢化でも、あるいは財政状況も含めて、やはりそういったものを解決するための重要なポイントであり、最大のポイントと言ってもいいのかもしれない。そういった意味では、なかなか即効性のある対策というものをすぐに打つというのは一地方自治体としては難しいわけでありまして、私どもとしては、例えば、道路整備や住宅の整備なんかも含めた総合的な政策の集大成というのですか、そういったものが初めてその効果を生んで地域経済が活性化していくというような考え方をさせていただいております。これまでも、時々経済情勢だとか環境の変化に対応して、自治体としてやり切れる範囲の商工業の施策を実施してきていますけれども、全国的な情勢の中で、なかなか上向かないというのですか、効果が見えづらい状況にあるのだというふうに思っています。

これからも、そういったものを着実に実施をしていきますけれども、例えば、私どもが今、力を入れているという部分では、一昨年12月に発足をした地場産業の振興会議、この中で出されました多くの課題の中から、今三つ絞って、1年間、議論を進めてまいります。何回かお話を申し上げますけれども、ゼオライトという石を使った発熱効果の研究開発という分野、それから、朝里川温泉の観光も含めた振興、観光を中心とした振興というクラスター研究会の立ち上げ、もう一つは、NTTの建物をお借りをして産業情報センターを何とかこの夏までに立ち上げると。こんな中で、小樽の地場の企業の皆さんが活性化をしていくという一つのきっかけにしたいな、こんなことを中心に考えているところであります。

それから、具体的な政策のこともご質問がありました。もちろん、地場産業振興会議で今の事業が、今、私どもが中心になっていますけれども、これまで進めてきました例えば異業種交流の進め方、その中で新製品開発とか共同開発、さらには、これもまた厳しい状況にありますが、企業誘致の促進なんかも、これからの波及効果を考えれば進めなければなりません。さらには、商店街単位ではアドバイザーの派遣事業や空き店舗対策、こういったものも手を抜けない事業ですから、また設備の近代化、製造業でも工場設置や雇用促進助成、こういったものを今進めていますので、これらも着実にやりながら時々情勢に応じた政策をつくり上げていきたい、そんなふうに考えてございます。

経済部長

景気浮揚論という非常に大きいお話でございまして、私自身、どこまで自信があるのか、自分でもよくわからない状態でございますけれども、やはり、景気そのものが上向くということにつきまして、やはり、個人ですとか企業の消費というものがまず拡大してこなければいけないだろうし、そういう中で、生産の増あるいは設備投資というものが出てくる。それに伴って、結果として売上増なり雇用増なり、あるいは所得の増というものが出てくるわけございまして、こういう一つの循環と申しますか、経済活動の循環の中で一つの景気浮揚が図られてくるのだ

なというふうに思います。

したがって、消費あるいは生産、設備投資といったものをどういう形で刺激をしていくのかということが、結果的には浮揚論ということになるのでしょうかけれども、国であれば規制緩和の問題もあるでしょうが、金融政策なり財政政策の中で、それを根本にしながら景気刺激をするということはあるのだと思います。また、残念ながら、一自治体として、こういうふうな、何と申しますか、手法と申しますか、それがとれるかというとなかなか難しい。そういう状況がありますので、端的に言って、具体的な浮揚論というものを持ちにくいというのが正直なところでございます。

いずれにいたしましても、地域経済の底上げということにつきましては、最終的には、地場の企業、産業、そういうものにどういうふうな体力をつけてもらうのか、それとあわせて、新しい企業をどう起こしていくのかということがやっぱりこれからは必要になってくるというふうに思います。

先ほど来、課長が申し上げましたけれども、そういうことを念頭に置きながら、これまで地場産業振興会議という中で、事業化というものも一つ進めておりますし、異業種交流というのは、やはり、ある意味でも新製品、新商品を開発するという大事なことでありますので、そういう横のつながりをいかに厚くするかと申しますか、そういう中で、商品もさることながら、企業を興して見通していかなければならないというふうに思っておりますし、また、企業誘致というものは、小樽は、昨年、結果としていろいろあったわけですが、これを地場のもう既にある企業との連関の中で、どういうふうにして効率的に結びつけていくのかといったようなこともやっていくということが必要だろうというふうに思います。

ただ、行政として、私の所管する経済部だけの個別の施策で地場の景気浮揚が図られるわけではありませんので、私は、行政全般がすべて経済波及につながるということがあろうと思いますので、小樽市全体の施策展開の中で経済効果が見えるような、あるいは期待できるような施策というものがこれから必要なのかなというふうに思います。

ただ、行政だけではどうにもなりませんので、やはり、何と申しましても、地場の経営者、企業家というものは、いかに自分の事業を積極的に展開していくのかということとをまず第一に考えていかなければならないわけでありまして、そういう意味合いで、私たちとしては、最新の情報を伝えるということと、それから、講演、研修を通じて意識啓発を図ってきたいということで、今やろうとしておりますし、一部やっているわけです。そういうことを着実にやることによって、景気浮揚と申しますか、地域の経済なり産業の底上げと申しますか、そういうものが図られると思っておりますので、そういう方向で考えていきたいというふうに思っています。

渡部委員

今お話いただきましたが、そのとおりというふうに受け止めます。特に、経済の問題は、一経済部でなし得るものではなく、全体的にどう活力を生み出していくのか、そういう政策のもとに戦略を立てていくというのは大事な問題です。

それと、今お話がありましたように、最近の調査の中で、卸売業関係の企業経営動向調査、平成13年3月にこれをいただきました。現状の問題提起というか、現状認識です。すべて書かれています。これの最後に、行政に対する要望等と。大方この種の調査をやりますと、市に対する要望ということで必ずと言っていいくらい出てくるというのは、人口が増えると購買力も上がるのだから、市の人口が増えるような対策を考えてもらいたい。それから、大型店が出てくると影響を受けるのでということで、それに対する対策をとということです。それぞれ項目の中では確かに分かるのだけれども、実際、やはり市の経済というものを全体的に底上げをしていくということになった場合、行政のできる範囲と、それから、企業側も一体となって活力を生み出していき、そして、底上げを図っていくということ、この環境を今しっかりと見つめていく必要があるのではないかなと。

ですから、経済状況は、本来は本市の状況から述べて、やりとりをするのが筋でありましたけれども、国の大きな面から見ていった中で、市が置かれている現状、それから位置づけということの中でいろいろ質問させていただ

きました。特に、今、小泉内閣が掲げている構造改革の中の財政、経済にかかわる面では、今朝の新聞にも出ておりましたが、骨太というものです。しかし、そこで地域における具体的な面というのは、今後どういうふうの流れてくるのか、なかなかわからない。片方は、景気というか、地域もやはり全体的に我慢と。今の景気なんかでも、2、3年は大体そのままの状態だと。そして、部分的には数字は確かに上がっていますが、これからの地域というのは非常に厳しい状態に追い込まれるのではないかなど。そのためには、地域でしっかりとした物の考えに基づいて、全体的に経済というものを真剣に考えていく、そして、活力を見出していくということが重要であろうというふうに思います。

部長からの話は、私もしっかりと受け止めてまいりますし、また、これからにおいてもそういった観点で、お話し最後にありました情報、それから意識啓発を含めて、今後とも、指導方を、そして一緒になって経済のために頑張っていくという姿勢を貫いていただきたいという点だけを要望して、終わりたいと思います。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結いたします。
共産党に移します。

新谷委員

時間外労働と新規職員の採用について

代表質問でお伺いしました青年の雇用問題について質問いたします。

20日の委員会で、公明党の質問で、13年から15年に新たに60人の職員を削減するということでしたけれども、13、14、15年の退職者は何人で、また、新規採用はどのぐらいを考えておりますか、教えてください。

(総務)職員課長

まず最初に、平成13年、14年、15年の退職者の数でございますけれども、まず平成13年55名、14年45名、それから平成15年が61名、こういう形になってございまして、行革の中で言っております60名を削減しますと、採用数については、その後の組織の見直し、あるいはまた事業の変化、そういったものを勘案する中で決めてまいりたいというふうに考えてございます。

新谷委員

それでは、ここ4年、9年から10年、11年、12年は、若い人の新規採用と、それから倍率、看護婦さんとかを除いて、高いところでどのぐらいあったか教えてください。

(総務)職員課長

失礼しました。

採用者の数ということも入ってございました。

まず、平成9年度は、事務職で申しますと14名、技術が14名、それから技能労務職で9名、それから、平成10年でございますけれども、事務職13名、それから技術職14名、技能職4名、それから、平成11年度でございますけれども、このときは、実は事務職の採用を休止してございまして、指導主事等の最低限の採用をしているところでございまして、3名でございます。技術職が8名、技能労務職が3名です。それから、平成12年度でございますけれども、事務職9名、それから技術職8名、技能労務職につきましては休止をしているということでございます。

この採用の中で、倍率といいますと、やはり倍率として高いのは事務職でございまして、年度によりまして多少の違いはございますけれども、43倍から53倍ぐらいまでの間で推移をしております、技術の中で高い方といいますと、やはり保育士の倍率が高いということで、保育士の倍率でございまして、年度によっても違いますが、9倍から22倍ぐらいまで、こういった形で推移してございます。

新谷委員

職員になるということは非常に難関だということが分かったのですけれども、この倍率の高さをどういうふうに考えていらっしゃいますか。

(総務)職員課長

倍率の高さは、私どもが思っているのは、それぞれいろいろな思いがあって小樽市の採用試験を受けているというふうに思いますけれども、面接等々の中で、私がそういった中での話等も聞いておりますと、やはり、市を目指す方々について言いますと、比較的こういった仕事をやりたいと。それは、ある意味では市民を対象として公平にできると。これは、受験生が言っておりまして、民間に行きますと、やはり利益を追求しなくてはいけない、公平な仕事ができない、そんなようなことの中から、市の中に入って自分の思いあるいは技術を生かしまして市民の方々に貢献をしたい、そんなようなことから志望者が多いということもございまして、やはりまた、民間でのこういった厳しい情勢の中で、やはり、市の中でのある程度の安定感を求めて受験をする、そういったような状況になっているのかなというふうに思っております。

新谷委員

若い方々も、世間でどうのこうのと言われることもありますけれども、やはり、市民に奉仕したいとか、自分の技術を生かしたいということで、大変意欲を持っているということが分かると思うのです。

次に、残業の問題に移りたいと思うのですけれども、このたび、労働時間の適正な把握のために、使用者が構うべき措置に関する基準について、総務省から後志支庁を通して小樽市に通達が来ていると思っておりますけれども、どういった内容ですか。

(総務)職員課長

この通達は、後志支庁経由で、5月21日付の文書で私どもの方に届いてございまして、この中身といいますと、国の方の考え方としましては、一部事業所におきまして、時間外の不適正な運用によりまして、割り増し賃金の未払いであるとか、あるいはまた、過重な長時間の労働が生じておりまして、こういったものを是正する目的ということで、使用者が構うべき具体的な措置を明らかにしたというふうに考えてございます。

中身的に多少申しますと、やはり、使用者としての始業・終業時刻の確認方法であるとか、あるいはまた、自己申告制によります始業・終業時刻の確認を行う場合の使用者としての措置、そういったものが主な内容になってございます。

新谷委員

時間外勤務というのは、所属長の命令により実施されていますよね。

それで、使用者がみずから命令することによって確認するというふうにあるのですけれども、命令する時間の始まりと終わりというのはどなたが判断をするのですか。

(総務)職員課長

時間外の命令につきましては、一般的には、所属長が、勤務時間が終わりますと、これは職種によりまして違ってございますけれども、終わる時間から、そのときに処理をしなければいけない業務の内容等を把握する中で、2時間が必要であれば2時間というふうに書きますし、3時間が必要であれば3時間と、そういうようなものは所属長の判断によりまして開始と終業時刻をあらかじめ命令簿に記載をしまして時間外をさせているというのが現状でございます。

新谷委員

それは、確実に所属長がやられているということですね。

(総務)職員課長

私どもはそういうふうを考えてございます。

新谷委員

どうもそうではないところがあるようではありますが、タイムスタンプが下の方であって、そこで、印字をして、それが終業時間というふうになりますね。これは、本庁と分庁舎でやって、それ以外はしていないのですね。この時間というのはどういうふうに、あくまでも自己申告になるのですか。

(総務)職員課長

本庁舎の場合ですと、今、委員がおっしゃるように下のタイムスタンプで確認をしておりますけれども、それ以外のスタンプがないところにつきましては、先ほど言いました所属長が何時から何時までということで時間を命令しまして、それを所属長の確認印ということで確認印を押しましてスタンプカードに代えているというのが現状でございます。

新谷委員

確認印というのはその日に押せないというふうに思うのですけれども、最後まで一緒に仕事をしていなければ分からないことですね。どうですか。

(総務)職員課長

確かに、確認をするということになりますと、実際に所属長がそこにいるか、いなければ確認はできないわけですが、一般的には、私どもも、時間外の命令に当たりましては、個人の1人2人とか、特定の職員が時間外をすることのないように、係員もしくは課の中で何とか平均的にやるようにということでやってございますので、そういったいろいろな客観的な部分から、時間外が命令どおりに行われていたのかどうかを確認しているということで、確かに、所属長が残って毎度確認をしているというふうにはなっていない場合もあると思います。

新谷委員

そうすると、やはり自己申告という部分が強いと思うのですけれども、自己申告の場合は、この通達では、必要に応じて労働時間の実態調査を実施するというふうにありますね。それは、これからどういうふうに行ってまいりますか。

(総務)職員課長

この通達は、先ほど申しましたとおり、先月末で来てございますので、その確認の方法等も含めまして、どういった形がいいのか、その辺のことはまたこれから中で検討して、どのような方法をとっていくのか検討してみたいというふうに思っています。

新谷委員

それでは、一日の労働時間と休憩時間の関係なのですかけれども、条例ではどういうようになっていますか。

(総務)職員課長

私どもの勤務時間等の条例の中では、これは基準法と同じでございますけれども、6時間を超える場合においては少なくとも45分の休憩時間、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を与える。それを勤務の途中に置くというふうに条例の中では決めてございます。

新谷委員

そこがちゃんとされているかどうかというところの問題なのですかけれども、幾つかの課では、5時20分から休みなしで勤務しているというふうに聞いていますけれども、実態はどうかですか。

(総務)職員課長

私どもの正規の勤務時間といいますと、通常は7時間45分でございますので、15分の残業を行いますと、先ほど申しました8時間を超える形になりますので、さらに、私どもは、昼休みといいますか、休憩時間は45分しかとってございませぬので、15分という時間が足りなくなるということがございまして、実際のところ、各部の中ですべてが徹底されているというわけではございませぬで、実は、今年の4月20日の時点で、庶務担当課長会議を通じまして、今のような15分間足りない部分について確保するようにということで話をしておりますけれども、中には、

徴収等の関係で表に出ておりまして、その間、ずっと市民、あるいはまた業務で、そういった休憩時間がとりにくいということもございますし、そういったいろいろな事情はございますけれども、そういった趣旨も含めまして、一応、周知したというのが現状でございます。

新谷委員

それが、そうではないというふうなことを伺っております。

それで、守衛室の前に受付簿があります。それを見ましたら、幾つかの課では大変遅くまで、また深夜にわたって仕事をしているということが分かりました。それで、一つ、申しわけありませんけれども、情報システム課はいつも遅くまで働いているようですけれども、一番残業をしている人で1カ月どのぐらいになりますか。

(総務)情報システム課長

一番残業した者の時間数というご質問ですけれども、平成12年度の数字でございますが、年間で最高の者が405時間ということで、月平均にしますと30数時間ということになります。

新谷委員

深夜勤務もありますね。

(総務)情報システム課長

そのうち、深夜勤務、午後10時を超える分ということでは、その405時間のうち38時間というふうになっております。

新谷委員

翌日にまたがって、午前3時も4時にもなったということも聞いておりますけれども、そうですか。

(総務)情報システム課長

年間の中ですので、どの日でどうという記憶はちょっとございませんけれども、業務上、データ復旧とか、そういうことがありますと、翌日の業務開始までということで深夜に及ぶことも年の中で何日があったと思います。

新谷委員

私の知っているところでは、午前4時まで働いたということがあります。

これは、何も情報システムだけではなくて、ほかの課でもたまたまあることだと思っておりますけれども、こんなに休み時間もとらせないで働かせていいのですか。どうなのですか。

(総務)職員課長

休みの問題でございますけれども、時間外がこういった形で行われているのか、それが、私どももそのためにチェックをしているわけではないのですが、システム上こういった時間数になっているのか、毎月上がってくる中で、やはり、時間数、私どもは1カ月まとめた時間数しかそのときにはわからないのでございますけれども、そういった中であまりにも時間数が多い者につきましては、所属の課長の方に私が直接電話をしまして、こういった状況になっているのか、あるいはまた、どの辺と言ったら変ですが、どのぐらいまでの期間こういった状態になるのか、あるいはまた、先ほど言いましたような1人もしくは2人に集中することのないように、係あるいはまた課に分散する形で何とかできないのか、そういったことも含めて話をしておりますので、そういった中で、所属長も事情はわかっていると思いますので、その辺についてはそういった負担がないように考えてもらっているというふうには考えてございます。

新谷委員

確か、去年の決算委員会だと思っておりますが、残業の問題で質問しまして、そのときに職員の健康状況を調査いただきました。そうすると、そのとき、確か6割以上の職員が有所見ということで、病気とまでいかなくとも何かを持っているということで、今度の通達では、一番の目的となるのは、健康管理、健康確保を図る、そういう点で出されたと思うのですよね。その点ではいかがですか。

(総務)職員課長

確かに、職員に健康で働いていただくためには、今のような形で必要な休養、そういったものも当然必要だと思います。

健康診断の結果でございますけれども、これは、実は中には肥満度であるとかも含まれてございますので、そういったことの中で、たまたま高い数値になってございます。最近の傾向だけ言いますと、高血圧であったりとか糖尿病、そういったものも入ってございますけれども、やはり、私どもは、健康管理には十分注意をしたいというふうに思っていますので、平成9年からのノー残業デーということで水曜日に設けるなど、勤務時間といいますか、労働時間については配慮してきているつもりでございます。また、今のような際立って時間数が突出したり、あるいはまた、1人に負担がかかるようなところにつきましては、今後、先ほどのような話の中で原課ともいろいろと打ち合わせをしてみたいというふうに思っております。

新谷委員

今、肥満と高血圧がありまして、やはり高齢化になっているということと、それから、肥満というのは運動しないで黙って座って仕事をしていると肥満になるのですね。

それで、平成9年、10年、11年の残業総数、総時間はどのくらいですか。

(総務)職員課長

平成9年からの総時間数で言いますと、年間では、平成9年が24万4,000時間ぐらいでございます。それから、平成10年が23万3,000時間、平成11年が22万8,000時間ということで、時間数につきましては、総時間数は多少減少しているということでございます。

新谷委員

この3年を見ても、残業総数は、総時間はほぼ同じですね。これは、やはり最初から年間の予算というものをとっているのでしょうか、このぐらゐの残業ということ。

(総務)職員課長

私どもは、予算を組む上では、昨年の実績あるいはまた本年度の事業内容、そういったものを加味した中で決めてございますけれども、予算があつて時間外がその後についてきているということではなくて、先ほど言いました中では、例えば、昨年で言いますと、有珠山の関係であるとか、あるいはまた、それ以外の突発的な動き等も入ってございまして、そういったものもすべて含んでいる数字でございますので、確かに、予算上はそういった形では組んでございますけれども、それがあつて時間外があるということではなくて、昨年の実績に今年度の事業の推移等を加味する中で時間外については予算を組んでいるというのが現状でございます。

新谷委員

それで、前にも聞いたのですけれども、その残業総数を退職手当、共済費を除いた平均給与で割ると、それぞれ何人採用できますか。

(総務)職員課長

今、委員がおっしゃるように、仮に平成11年の決算の数字で見まして、退職手当と共済費を除きますと、1人当たり約720万円ぐらいの金額になってございますので、時間外総数で言いますと、これは病院、水道すべて含めると6億3,000万円ぐらいが時間外になってございますので、それを単純に今の720万円で割り返しをしますと87名と、数字はそういうふうになってございます。

新谷委員

これはたびたび言っているのですけれども、単純にはいかないかもしれませんが、職員の状況を聞きましたら、深夜に及ぶところがあると。それで、なるべくそういうふうにならないように仕事を分担させたいということもありましたけれども、一方で、職員数では採用をどんどん減らしているわけで、削減するという中ではそうい

うことは難しいと思うのですよ。それで、若い人も、仕事をしたい、それから市民に奉仕したいということで、大変な人が増えてきているわけですから、やはり、残業を少しセーブして新しい雇用を拡大していくということは大事だと思うのです。

なぜかという、先ほど肥満と高血圧が出ましたけれども、やはり、若い人がいなければ活性化もならないし、また、育てていくということにもならないと思うのですけれども、いかがですか。

(総務)職員課長

確かに、職員の採用に当たりましては、どういった観点で採用していくかということで、一つ大きなことがありますけれども、私どもも、この組織の中で見ておりますと、組織の改編であるとか、昨年度は焼却場の廃止等もございましたし、さらにまた、国道5号がある程度の完成に近づいている、さらにまた築港ヤードの関係の完成を見たということで、いろいろと組織が動いてきている現状もございます。そういったものを見る中で、確かに、何年でそのスパンを見るかということはある程度、やはり、行革で言っているようなある程度の、3年なら3年程度のスパンの中で適正な数というものも把握していかなければいけないと思いますので、時によりましては、単年度だけを見ますと、ある程度時間外が、例えば介護保険が導入されたときのように増えてくるということもあると思うのですけれども、その程度のスパンの中で、また、どういった業務の内容、あるいは適正な人員がどうなのか、それに基づいて必要な部分というのは採用していくということになるかと思えます。そういったことも、原課とも十分に打ち合わせをしながら、採用計画というものをつくってまいりたいというふうには思っております。

新谷委員

これは、市長にお伺いしたいのですけれども、今いろいろ議論してきて、これらは決して国の制度ということではなくて、フランスでは、週35時間労働にして、賃下げなしで時間短縮をして、そして、新しい労働の雇用の拡大に努めているのですね。国を挙げてそういう政策をやっているわけですが、国の制度だとか政策だとか施策だとかということではなくて、やはり、残業する分を、若い人方が仕事を求めているのですから、新たに雇用に戻していくということもできると思うのですけれども、市長はどうお考えですか。

市長

時間外をなくして、その分で人を採用したらどうかというお話ですけれども、なかなかそう簡単なものではないだろうというふうに思っています。したがって、残業というのは、突発的にその課なり係なりで起きるわけですから。あるいはまた、例えば長期にずっと続くというのであれば、それは人員不足ということも言えると思えますけれども、どちらかという、そういった突発的、短期的な業務があるわけです。今回、建築課なんか、菁園中学校なり、あるいは公営住宅の建築設計をしまして、何とか2定に間に合わせたいという職員の努力もあって、今回追加提案できるという状況があるものですから、どうしても時間外が増えるわけです。ただ、時間外があるから、その分でもって人員を採用できるのではないかというのは、そこはちょっとそう簡単にはいかない問題ではないかと思えます。

もちろん、必要な人員は採用していきますけれども、基本的には、新陳代謝も必要ですから、一定程度の枠の中で採用していかないと将来の人事問題にも発展しますので、それは人数のバランスを見ながらこれから採用していきたい、こう思っております。

新谷委員

これで終わります。

難しいというお話でしたけれども、時間外の資料を見ますと、大体どこの課はどのぐらいというので毎年同じくらいなのですよ。ですから、そういうところをちゃんと見直していただいて、雇用できるものであれば前向きに考えていただきたいと思いますと思えますけれども、最後に一言お願いいたします。

総務部長

確かに、各セクションそのものというのは、今、市長から答弁がありましたとおり、突発的、短期的なものもあるのですが、どうしても専門性を伴うものもいっぱいありまして、すぐその仕事はその期間で片づけることができるかというようなことの問題もいろいろあるわけです。そういうような事情で、事業の中では、年間スケジュールを立てながらいろいろやってはいるわけですが、どうしても集中するものがあるものですから、そういう面のことで、仕事の量について今後ともいろいろ工夫をしながら、効率のある仕事に向けていきたいというふうに思っております。

北野委員

港湾問題について

私は、港湾問題と経済問題の二つについて伺います。

最初に、港湾問題ですが、石狩湾新港と小樽港の現在と今後の港湾整備計画のポイントについて説明してください。

(港湾) 港湾振興室白岩主幹

ただいまご質問がございました石狩湾新港の現在の整備状況でございます。

現在の港湾計画は、平成9年に改訂したものに基きまして整備を進めてきておりまして、目標年次は平成10年代後半ということで、貨物量を外貿160万トン、内貿500万トン、合わせまして660万トン、このような推計のもとに整備計画を進めております。

現在、取り組んでおります主な施設といたしましては、公共ふ頭用地としまして、西地区に石炭、チップ等の外貿貨物を取り扱う大型岸壁というようなことで水深マイナス14メートルの岸壁バース、そこは背後地のふ頭用地、そして、水域施設につきましては、その岸壁14メートルに着けるための西地区に水深14メートルの泊地・航路、そして、外郭施設といたしましては、もう工事が済んでおりますけれども、西防波堤の延伸600メートル、これにつきましては12年度に完成しております。そのほかに、防砂堤としまして、小樽寄りの方からの漂砂を防止するための西防砂堤の工事、そして、マイナス14メートル岸壁に通ずる臨港道路としまして西樽川ふ頭線の整備をしております。そのほかに、先ほど申し上げました泊地・航路のしゅんせつ土を処分するために西地区に廃棄物処理用地、このようなものをつくっております。一応、港湾計画は、直轄、補助、起債等で、まだ12年度までは出ておりませんが、12年度の時点で総事業費826億円で、そのうち368億円の事業費となっております、進捗率としては44パーセントとなっております。

今後につきましては、先ほど来申し上げましたように、西地区の整備がある程度本格化してきておりますことから、今後2、3年はその西地区の整備というような形の部分の事業が大部分を占めるのかな、そのように考えてございます。

(港湾) 工務課長

小樽港の関係でございますけれども、小樽港につきましても、港湾計画は平成9年に改訂をいたしまして、新港と同じですけれども、平成10年代後半、おおむね17年ぐらいをめどに港湾計画をつくってございます。

港湾計画の取扱貨物量といたしましては、フェリーを含めまして3,850万トン、これを目標として整備を進めてございます。

港湾の方の施設整備の関係でございますけれども、施設整備の関係につきましては、緊急整備7カ年計画に基づきまして整備を進めてございます。現在進めております9次7カ年計画でございますけれども、これにつきましては、平成8年度から平成14年度までの整備計画ということで現在実施をしております、この9次7カ年計画の主な事業といたしましては、中央地区再開発によります港町ふ頭の整備、それから小樽港縦貫線の4車線化の工事、それから運河公園や築港臨海公園などの環境整備、それから、手宮北側岸壁の改良などを進めております。

今後、15年度以降、第10次7カ年計画が策定されて15年度以降の事業計画が策定されていくことになるかと思いますが、10次7カ年計画の策定に当たりましては、今後、貨物の需要動向、施設の必要性、それから緊急性などを見極めながら、経済界、港湾関係業界とも協議をしながら検討を進めていきたい、このように考えてございます。

北野委員

私どもは、議員に当選したときに、この図面を含めて必要な港湾計画はいただいたのです。

それで、伺いますが、先日、西脇議員が一般質問でこの港湾問題を取り上げているわけですが、石狩湾新港の西地区の水深14メートルバースの総費用は400億円を超えるのですよ。そのうち管理者負担もありますけれどもね。それで、小樽市域の中に二つも14メートルバースが必要なのかという疑問が当然わくわけです。

そこで、伺いますが、現在、パナマックス級の船舶が小樽の港にどのように入港しているか、どことどのバースが使われているか、お答えください。

(港湾) 港政課長

おおむね総トン数で3万5,000トンクラス程度が一般にパナマックス級の船舶と言われてございまして、この船は、ただいま私どもでは勝納ふ頭の1番バースを使用してございまして。平成9年4月に第一船が入りまして以降、この6月に20隻目が入ってございまして、今のところ、当初の9年の供用開始のころには多少多うございましてけれども、ここ1、2年は年間に2隻程度という形になってございまして。

北野委員

結局、ここ1、2年は年間2隻しか入っていないのです。それで、勝納の1番バース、水深13メートルに着いていると。

ところで、港町ふ頭は、中央地区再開発計画で2期工事も計画されているのですが、これはその先の話です。

そこで、伺いますが、港町ふ頭の14メートルバースも、ここも現在は年間2隻くらいしか入らないけれども、ここにパナマックス級が着いても別に支障はありませんね。

(港湾) 工務課長

現在、港町ふ頭マイナス14メートル岸壁につきましては、航路がマイナス13メートルということで、現在、暫定13メートルという状況になってございまして。現在の利用としましては、木材を中心に扱っておりまして、水深の構造的な形から言えば接岸は可能だと思います。

北野委員

だから、小樽の14メートルということになれば、港町ふ頭の岸壁に接岸するように、27億円くらいのお金をかけて航路や泊地をしゅんせつしなければならぬ。しかし、現在、小樽に入っているパナマックス級の船は、水深だけを見れば、勝納の1番バースのほかに、港町ふ頭にも接岸できると。ほかの機能は別ですよ。そういうことになりますね。

それで、伺いますけれども、現在、苫小牧に入港していて、江別方面に運ぶチップあるいは石炭、この貨物船は、いろいろな種類があると思いますが、何トンで喫水が幾らですか。

(港湾) 港湾振興室白岩主幹

現在、苫小牧に入っていますチップの船とかは、船型の部分はちょっと承知しておりません。

ただ、現在、石狩湾新港は、貨物のマイナス14メートル岸壁の利用の関係では、当初、その岸壁で扱う部分につきましては、チップを24万トン、そして、石炭を11万8,000トンと計画してございました。

ただ、背後地の企業の方から、新たに大型船によります運搬をして物流コストを下げたい、このような要望のもとで、現在計画している段階では、苫小牧からのチップを97万トンほど、そしてこれは江別の製紙工場でございますが、そちらの方に97万トンほど、そして、石炭につきましては、これも現在は苫小牧から陸送してございまして、その部分につきましては、背後地の電力会社あるいは江別の製紙会社、そのような企業から40万トンほど、その

ような部分の要望が各企業ヒアリングによりましてある程度把握できております。そこにつきましては、やはり5万トン級クラスの大型船をもって輸送コストを下げたい、そのようなお話を聞いてございます。

北野委員

そうすると、現在、苫小牧で扱われているチップや石炭は、石狩湾新港に14メートルバースをつくって、そこから運んで流通コストを下げたいということですが、今おっしゃったチップや石炭の石狩湾新港にシフトをする量を、5万トン級あるいは3万5,000トンクラスから5万トン級の船に換算すれば、新港には年間何隻の入港を予定していますか。

予測でいいですよ。計算すればすぐに出る。

(港湾)港湾振興室白岩主幹

これは、あくまでも計画上の数字より押さえてございません。

ただ、チップ、石炭というような形の種別ごとの数字ではないので申しわけないのですが、一応、先ほども申し上げました目標年次、平成10年代後半、17年になるのかなと思っておりますけれども、その時点では1万トン以上の船で125隻、このような入港の部分の港湾計画でございます。

北野委員

1万トンでしか計算しないのか。変でしょう。

14メートルバースは、パナマックス級が着くから必要だということであな方は主張しているのでしょうか。そうしたら、単純に割り返すにしても、あなた方の基準で言う3万5,000トンから5万トン未満の間で計算して割り返して、年間どれぐらいの隻数が入るかということになるのではないですか。

そういうふうにお答えいただきたい。

(港湾)港湾振興室白岩主幹

ただいまのご質問につきましては、ちょっと資料の手持ちを持ち合わせておりませんので、後ほど調べましてご連絡したいと思います。

ただ、先ほども言いましたように、私の言い方がちょっとおかしかったかもしれませんが、一応、目標年次では1万トン以上の船が125隻、そのような形で計画されてございます。

北野委員

だから、単純に、5万トンであれば5分の1というふうにはならないと思うから、後で正確にやってください。

それにしても、3万5,000トンから5万トン級でやれば、そんなに隻数は入らないですよ、石狩湾新港に。小樽だってこういう状況なのですから。

ですから、まず、パナマックス級というふうには騒ぎ立てるけれども、実際にチップと石炭だけに限って、いわゆる私は、公共バースとは言っても、これは専用バースだと思っておりますよ。製紙工場やその背後の発電所なので。企業はもう決まっているのです。そのために、石狩湾新港に総事業費427億円をかけて、そういうバースと、それから背後地をつくる必要があるのかということが問われるのです。

そこで、改めて伺いますけれども、公共バースは複数の企業、業者が使うと、専用バースは1社というふうに限られる。しかし、今言ったチップと石炭だったら、せいぜい2社ないし3社でしょう。こういう特定の大企業のために500億円近いお金をつぎ込む公共事業のあり方がいいのかということに対して、まず、市長はどう考えますか。

市長

港湾の貨物というのは、その貨物によってやはり特定の企業と結びつく貨物もあると思うんですね。ですから、一概には申し上げられませんが、一つは、小樽も管理組合の一員ですので、その中でこういった港湾計画を認めて事業を進めてまいりましたので、これは、予算は別にしまして、今の計画自体はある程度進めざるを得ないだろうと。

ただし、今、国の方の公共事業の見直しとか言っていますので、そんな中でこれが今後どう推移していくか、それはいろいろあると思います。

北野委員

結局、この工事は、利益を受ける側の大企業、それから、パースその他の公共工事を受ける側の大企業、ゼネコンです。

そこで、伺いたいのですけれども、小樽の港町ふ頭の利用状況はどうなっていますか。完成された部分です。

(港湾)工務課長

港町ふ頭の利用状況でございますが、現在、木材を中心に利用してございまして、船舶の利用隻数といたしましては、平成12年度の数字でございますけれども、293隻、貨物のトン数でいきますと17万7,000トン、こういう利用状況になってございます。

北野委員

ですから、先ほど主幹が答えられた石狩湾新港のチップと、それから石炭を、計画を変えて小樽の中央ふ頭に持ってきても別に支障はないのではないですか。私どもが聞いているのは、13メートルのパースで、喫水の関係で1割の余裕を見て、パッシングするのは1隻だけだと聞いていますよ。苫小牧に入っている船の仮に全部を小樽にシフトした場合ですね。それだって、喫水がパッシングする船舶が何隻入っているかということとはわかりませんけれどもね。

だから、基本的に今の13メートルの水深で十分賄えるのではないかということとは言えると思うのですよ。そういうふうな考えをただして、無駄なお金を使わない、小樽港優先利用ということは十分買けるのではないですか。いかがでしょうか。

港湾部長

今、お話がございました大水深岸壁でございますけれども、小樽港は、やはり現在持っています本港の港湾機能施設をより有効に使おうということで整備を進めているわけですが、石狩湾新港は、先ほど来お話もございまして、石炭というお話でございます。小樽を使えるのではないかというお話でございますけれども、やはり、チップ、石炭となりますと、背後地の荷さばきスペースが相当広く必要だということも一つございまして、またもう一つは、小樽港の場合は、市街といいましょうか、住宅、工場、店舗を含めて近接しているということもございまして、特に、今言ったチップ、石炭、こういったものに対する対策、環境対策ですけれども、こういったことを考えますと相当な費用が出るだろうということで私どもは思っておりまして、やはり、地理的な条件からいきますと小樽で扱うのはなかなか厳しいのかなと、そんなような考え方は持っております。

北野委員

小樽港の中央地区の2期計画を次期港湾整備計画に具体化するためのハードルは何ですか。

(港湾)工務課長

中央地区再開発の2期計画は、10次7カ年整備計画に基づくということでございますけれども、この辺につきましては、2期計画の建設に当たりましては、まず一つには、航路、それから泊地のしゅんせつした土砂、これは現在マイナス13メートルでございますので、これを14メートルにするために1メートルほどのしゅんせつをしなければならぬ。2期計画の中でその土砂を埋め立てる、これが一つでございます。

それともう一つは、既存ふ頭の再編だとか老朽化対策の対応という部分がございまして、これらの部分をある程度整備し、それから、港町ふ頭の利用状況、これらも見ながら進めていかなければならないというようなことで考えてございます。

北野委員

そういうことを聞いているのではないです。それは当たり前の話で、次期港湾整備計画に中央地区の2期計画を

小樽市が提案してもそのまま通らないでしょう。貨物の利用があるのかとか、そういう問題が問われるのではないですか。そういうハードルは何々があるのですかというふうに聞いているのです。

港湾部長

今、2期計画の利用のハードルというお話でございますけれども、中央地区再開発と申しますのは、やはり、近年の外国貿易における船型の大型化だとか、それからユニットロード貨物の充実だとか、こういったものに対応するために小樽港というのは近代化を図ろうということで港湾計画に位置づけしてございまして、そもそも港湾計画というのは、やはり、港における開発、利用、それに対する今後のあり方を示す計画でございます。今お話がありました2期の方ですけれども、やはり、1期工事が完了して、先ほどお話がございましたように、そこそ利用されてございます。やはり、今、非常に経済が厳しい中で、船社を含めて物の動きがないといった中で、貨物量の伸びがいま一つだと。こういう状況の中で、利用状況も2期計画の部分を必要としている状況ではないということもありまして、私どもは、やはり現在の社会情勢なり、それからこれからの社会情勢、そしてまた、先ほどお話がありましたように、やっぱり貨物の動向を見ながら進めていくべきだなと、そのようには思っております。

北野委員

ですから、第10次港湾整備計画に中央地区の港町ふ頭の2期計画をのせるという保証は何もないわけでしょう、今の話を聞いていたら。小樽は、これだけ貨物が落ち込んでいるということだ。そうすると、10次の港湾整備計画でのらなかったということになって、5カ年、場合によっては今回のように7年になるかもしれません。9次が終わってから、さらにそれだけ投げられる。そうすると、14メートルバースはできているけれども、いわゆる水深14メートルの泊地あるいは航路をしゅんせつするということは一切できないですよ、これは。今の皆さんの説明では。

だから、そういうこともありますから、基本的には、現に13メートル水深でもう間に合っている。パッティングするのは1隻しかないわけですから。これは、環境問題だとかさまざまな問題があるのは承知しています。しかし、一部の、ほんの一握りの企業のために、500億も600億も金をつぎ込む必要はないのですよ。このことを考えてみてください。

結局、管理組合の負担ではね返ってきて、そして、私たちの税金がもろにつぎ込まれていくわけですから、この不況のときにそういうお金の使い方がいいのかどうか。現行のものを改良する程度で使えるものなら使ってもらおうということが一番いいですよ。

この問題については、こういう立場に立って考えていただきたいということを強く要望して、次回以降も議論したいというふうに考えています。

経済問題について

次に、経済問題です。

収入役に尋ねますけれども、収入役が最後の拓銀の小樽支店長だったとき、貸出総額に占める不良債権というのは絶えずどれぐらいでしたか。当時は、拓銀は一番の都市銀行で、このかわいでは優秀だったのですから。小樽支店だけでいいです。

収入役

平成9年11月17日に拓銀が破綻したわけですがけれども、定かな数字はちょっとはっきりしていませんが、全体の融資額というのが620億円くらいあったというふうに思います。そのときに、当時は、まだ大蔵省の分類でございましたけれども。

北野委員

当時の不良債権のあれでいいですよ。

収入役

当時の不良債権で言うと、そんなになかったと思いますね。10パーセントあるかどうかだったというふうに思い

ます。ちょっと定かではありません。

北野委員

6月15日の日経新聞によりますと、小樽商工信組の不良債権、これは、収入役が今おっしゃった当時の不良債権の認識と違って、さらに範囲が広がられているものですね、金融庁の指導で。それで、いわゆるリスク管理債権は、貸出金の30.7パーセントに及んでいるということなのですよ。それで、私は、経済部に、再三、市内の金融機関の貸出件数と金額、そのうち不良債権、リスク管理債権になっているのはそれぞれどれぐらいか聞き取りしていただきたいということをお願いしてありましたが、結果はどうですか。

(経済) 中小企業センター所長

昨日、金融機関を回ってまいりました。再度の要請に行ってきましたが、それぞれの店の回答のニュアンスは若干違いますけれども、回答は難しいということでした。

北野委員

貸出件数と貸出金額もだめなのですか。

(経済) 中小企業センター所長

その件については、小樽市の統計で。

北野委員

二つ足せばいいというものでしょう。

(経済) 中小企業センター所長

そういうことです。

北野委員

直近のものはわからないでしょうか。直近のものは、資料は、この間、説明をいただきましたが。

(経済) 中小企業センター所長

直近のものは、銀行協会に聞いたのですけれども、私どもに聞き間違いがあったのかどうか、数字がちょっと間違っているものですから、再度聞き直しているのです。信組の直近のものが出ていないというような話で、合計数字がまだ出ていないのだろうと思います。

北野委員

昨日、正式に答申があった経済財政諮問会議からの答申で、小泉内閣の構造改革の重要な柱の一つに不良債権の早期処理、2年ないし3年とあります。それで、2年というのは、現に不良債権に認定されているものは2年で処理せよ、新たに生まれるのは3年で処理せよ、これが政府の方針です。

そこで、伺いますが、前回も聞いたのですが、金融庁のいわゆる貸出先の区分けは正常先を含めて5段階あります。改めて伺いますが、その5段階のうち、不良債権というふうに金融庁が全国の金融機関に指導しているのはどの範ちゅうですか。

(経済) 中小企業センター所長

昨日の予算特別委員会でもお答えしましたが、正常債権のほかに、リスク債権といたしましては、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権、これらがリスク管理債権というふうになっています。

ただ、金融庁の分け方には別の分け方もありますけれども、私どもとしては一応こういうふうに押さえております。

北野委員

再び収入役に聞きますけれども、今、センターの所長が答えられた貸出条件緩和はリスク管理債権になっているのですけれども、あなたが現役のときは、これは不良債権には含んでいませんでしたよね。

収入役

今おっしゃっていることは、私どもがやっているときには、貸出条件変更ということで分類されておりました。要するに、正常債権ではないという考え方が一つあります。それは、きちっとした当初の約定どおり返済ができないから条件変更したというふうな、そういう見方をされておりました。

ただ、そのときは、おっしゃるように不良債権という形の分類と分類でないものと2種類がありましたので、どちらともちょっと言い切れないと思います。

北野委員

拓銀は厳しかったからね。だから、条件緩和を2種類に分けていたと思うのです。

しかし、貸出条件緩和は、信組の貸出条件緩和は26億円に及んでいるのですね。それで、普通は貸出条件緩和というのは幅広いと思うのですけれども、これは、その企業を助けるから貸出条件を緩和して、言ってみれば1カ月待って、その後、5年だったものを6年ないし7年にするとか、さまざまなことをやると思います。だから、その企業を助けてバックアップしていくということが貸出条件緩和でしょう。

今回、政府は、名前はいろいろ違っているけれども、これをリスク管理債権に入れて直接償却の対象、最終処理の対象にせよと言っているのですから、これは重大問題なのです。これで、今、中小企業や、あるいは地方銀行の頭取その他が、いろいろな場所で、こんなことをやられたら自分たちの銀行そのものが成り立たないということを行っているのです。優秀だった拓銀でさえ、優秀だったときのです。そのときの拓銀でさえ、貸出総額の大体10パーセントくらいが不良債権だといわれていると。信組は、これをさらに貸出条件緩和のものも含められてリスク管理債権で30.7パーセントに及んでいるのです。だから、これをやられたら、通常、今までは不良債権扱いにならなかったものを不良債権に入れるというのが小泉内閣の構造改革の一つの大きなポイントで、これは今、さまざまな議論を呼んでいるのです。これをやられたら、私は、小樽の金融機関も大変ですが、何よりも銀行の、言ってみればもうけの源泉になっている企業をどんどんつぶすことになるのです。小樽の大半を占めている中小企業の経営がどうなるか。言ってみれば、小樽経済の土台を揺るがすような問題なのです。

そこで、市長にお尋ねしますが、再三、経済部を通じて要請しても、銀行側はこの資料の提出をしないのです。恐らく、リスク管理債権は1割を超えていると思うのです。もう1割できないかもしれません。こういう重大な方針の変更を、今度の経済財政諮問会議で、26日にもこの答申を閣議決定して実行するということになったら、これは大変ですよ。私どものところに、もう既に、こういう貸出条件の緩和に含まれている企業の方から、これをやられたら、親戚その他からお金を借りても何とかこの不況を乗り切ろうということができなくなってしまう。仮にだれかがお金を貸してくれて返済に充てるとしても、おまえのところはもうだめだと、こういうふうにく印を押されるというのです。こういうことが実際に今起こりつつあるのですよ。

だから、市長にお願いしたいのは、こういう小樽の経済の根幹にかかわる問題で、市側に現状の報告を行わないというような銀行の態度を改めさせる必要があると思うのです。いかがですか。

市長

いわば微妙な問題ですので、銀行の方も相当慎重になっているのでしょうから、実態把握という面では必要な資料とは思いますが、銀行協会の方とも打ち合わせていきたいと思います。

北野委員

これは、来年からやると言っているのですから、特に地方銀行の中では物すごく異論のある問題です。だから、これを強行されたら大変です。

そういう問題もありますから、信組の問題で、こういう形で3分の1も不良債権だというふうには認定される。私どもが聞き及んでいるのは、商工信組は、道の管理のときはこうではなかったわけですから、政府の方針でね。それが、去年の4月から金融庁の監督に入って、こういう指導に変わっているのです。それで、最終報告の提出を随分渋ったみたいですが。こんなものを不良債権に入れられたらたまったものではないと。だから、銀行自身も今は

物すごく苦慮しているのです。だから、この問題は、小樽の経済のこれからの土台をひっくり返すかどうかにかかわる問題ですから、これは、市長が直々に金融機関の協力を求めて、こういうことにならないように強くお願いしていただきたいということです。これは改めて要望しておきます。

それからもう一つは、その諮問会議の一つの柱に、新しい税制として、外形標準課税を導入するということがうたわれました。政府の一部も、それを文言に入れるのはだめだと言って、途中で消えたり出たりしていたようですが、最終的に文言に入れられたのです。

そこで、伺いますが、外形標準課税と今の法人税との根本的な違いは何ですか。

(財政) 税務長

ちょっと今資料を用意していませんので、後からお答えいたします。

北野委員

あとは、経済部は。

経済部長

正確かどうかちょっとわかりませんが、法人税の場合は、いわゆる法人の決算の結果としての剰余金というか、利益が出た部分についてかけるものであって、外形標準課税というのは売上げに対してかけるということですから、赤字の企業であっても確か課税されるのだというふうに思いました。

北野委員

だから、旧通産省もこれには猛反対だったのですよ。大きな会社は別にして、小さいところは、今でさえ赤字であっても消費税は納入しなければならないのです。これが今大問題になっているわけですよ。それでも、今、消費税の滞納が物すごく増えているのですよ。これは、いろいろなことで情報が表に出ないということもありますけれども、消費税そのものも赤字でも払わなければならないですから、消費税は、そこに加えて、今度は、外形標準課税は赤字であって強制的に税金を納めなければならないわけです。ダブルパンチが来るのですよ。来年以降、こういうことをやられたら、これは一体どういうことになるか。とんでもないことになりますよ。

だから、政府の中でも、先ほど話したように、この問題については異論があるのです。しかし、とうとうこれは文言に盛り込まれて、26日と聞いていますが、閣議決定されると。

こういうことに対して、小樽の企業の方は、この信組の問題をきっかけにしているいろいろお話し合いをしていますけれども、この2点、不良債権の処理の問題と外形標準課税の問題をやられたら生き残れないと言っていますよ。金融機関のあるメンバーから聞いたら、名前は僕らも間違っても出せないけれども、聞いたらみんながえっと驚くような会社が、不良債権の直接償却の対象にされるのですよ、これからは。1社や2社ではないですから。

こういうことを前にして、小樽市は、国のやることだとかなんとかといって手をこまねいているわけにはいかなから、私は声を大きくして対策をとりなさいということを言っているのです。小樽の経済の土台にかかわる問題ですから、これは市長としてどうしますか。こういう方向を黙っているのですか。

市長

今、国でもって一つの方針を決めましたけれども、これからこれが具体的にどうなっていくのか、そういった動向を見ないと、今ここでどうこう言う議論でもございませぬし、まずは国の中でいろいろな議論をしていただいて、国民の皆さんが納得する方策をぜひ立ててほしい。我々としては、もちろんそういった動向を十分見極めながら、地元は地元としてのそれなりの方策は考えたいと思っています。

北野委員

だから、助役をキャップにして融資の問題についての検討委員会が何かをつくってやるという話だったけれども、そういうような副次的な問題ではもう対応できないです。国のやることだなんて言って放っておかれないですよ。やはり、企業の皆さんと懇談したり、銀行と率直に腹を割って話をし、こういう事態を防ぐという立場で立ち向

かわないと、これは大変になりますよ。小樽の税収にだってかかわってくる問題ですから、これは真剣な対応を求めたい。

この問題についても、私は、強く要望して、以降も継続的に話を聞いていきたいというふうに考えています。終わります。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結いたします。

順次、やってまいりましょう。

それでは、自民党に移します。

横田委員

フィルムコミッションについて

観光施策について、振興室にお尋ねいたします。

F C、いわゆるフィルムコミッション、これについて質問いたします。

まず、F Cとは簡単に言いますとどんなものなのか、教えてください。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

F Cでございますが、小樽市では、14年度に組織設立を目指して、現在、13年度におきましては準備作業を進めるといふことしておりますが、お尋ねのフィルムコミッションそのものは、大きく言いますと、映画、テレビ等のロケの撮影を誘致してきて、その撮影が地元で円滑に行われるような環境整備を図るといったことでございます。

横田委員

ロケ隊の便宜を図るとか、例えば宿泊、飲食だとか等々、どんどん来てくれというようなことだと思いますが、このF Cの運営といいましょうか、組織を設立することによって得られる効果について教えてください。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

ロケ隊の誘致に伴っての経済効果でございますが、まず、大きく申し上げまして、これは新しい形での観光誘致推進事業に当たるといふふうに考えております。といいますのは、小樽が映画、ドラマでロケ地として利用されることによって小樽の知名度が上がると。上がることによって、ロケ地を見たいという観光客を呼び込むことが可能になるだろうといふことで、小樽観光全体の振興につながっていくのではないかと考えております。

また、個別には、今、議員もご指摘がありましたように、ロケ隊の宿泊、飲食、それから小樽の地元での資材等の借り上げ、あるいは、エキストラといった人材の確保ということで雇用にもつながるかというふうにも考えております。

横田委員

そのほかにも、映画人との交流による文化的な振興だとか、あるいは、映画関連企業、スタジオだとか音響だとか、そういったものの育成といいましょうか、そういったことを実践としてやられるということで、そういった効果もあるということです。

また、経済効果を今おっしゃいましたが、ある試算では、30人の撮影隊が40日間、おおむねほぼ1カ月以上です。滞在してロケに当たるとすれば、交通費、宿泊費あるいは飲食代等々の直接的な効果が約2,400万円あるということです。これは、大阪の商工会議所の試算だそうです。

映像の力というのは非常に大きくて、先月、シンポジウムに出まして、報道もされましたが、中山美穂主演の「ラブレター」のロケで、静岡だとか埼玉、東京から何名かが見に来たということで、そういったツアーを組んでいる業者があると。私もちょっとかかわりがあって、そのツアーに応募しましたけれども、非常に、何といいましょうか、間違いと言ったら怒られますね。非常にマニアックな方々ばかりで、こうやって上で見ながら、あだこ

うだと。そして、昨日、一昨日でしたか、北海道をハリウッドにということで、テレビで小樽の方を、「ラブレター」の紹介もしてありました。非常に、何といいたいでしょうか、日本でも、それから、昨年、ロシアに行かせていただいたときに韓国に寄りましたが、韓国だとか中国、台湾では、今の「ラブレター」という映画に限れば、非常にすごい浸透度で、当時のガイドさんは、韓国の人の半分は見ているなんて大げさなことを言っておりましたけれども、いずれにしろ、旅行者も多いということで、効果は非常に大きいと。

そこで、いいことが多いので、ぜひ早期にやっていただきたいのですが、設立していただきたいのですが、先ほどのお話ですと、2002年、14年度ですか、今期は準備調査費30万円ということですが、2カ月たって、この30万円はどういうふうに使われて、どういうことをされたのか、進んでおられればちょっとお答えを願いたいと思います。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

13年度になりまして、今現在、フィルムコミッションにつきましては予算の執行はまだありませんが、道の段階で準備室を設置されておりますので、今現在は、私どもは道内でのフィルムコミッションの推進という中で連絡調整等をさせていただいています。

なお、今後につきましては、まず小樽市内でのロケ隊の受入れがどの程度可能なかどうかといった受入体制の状況につきまして、今後、FCを立ち上げた後、関連すると思われる業者、例えば、先ほどもお話にありました宿泊、飲食、それから資材調達の関係の業者、あるいは町内会、そういったところのアンケート調査を実施したいと考えております。

それと、なおかつ、並行的に、このFCに関しては市民の理解もいただかなければ受入体制の整備も図れないということもございますので、さまざまな機会を通してFCに対しての認知度を高めていただくような活動をしてまいります。それらを含めて、将来的には設置のための検討会議を設けまして、アンケート調査の結果等を踏まえて、設立のための準備といったものをその検討会議の中でも協議してまいりたいと考えております。

横田委員

これから聞こうと思ったことも既にお答えがありました。時間の節約です。

早くやっていただきたいというのは、ほかにとられるといいでしょうか、ほかの函館だとか紋別だとか、そのほかにもありますが、いろいろなところでできています。話によりますと、映画の「釣りバカ日誌」ですか、あれもぜひ小樽でというような話もちょっとあったような、なかったような、そうらしいですが、そういった支援組織ができていれば、あるいはというようなこともあったのではないかなと思います。

その運営の主体について、今、道のお話を聞いていますと、道は何か専従の職員が2名ほどということらしいですし、函館は経済団体が主体になって自治体は後押しというような格好らしいですが、本市の場合はどのような運営主体なのか。あるいは、そうしたら財源はどうするのかというようなことで何かお考えはございますか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

本市の場合は、今現在、小樽市が主体になりまして活動しております。

今後、その財源等でございますが、これも、組織体制そのものが確定をしておりませんので、財源を含めた予算全体につきましても、先ほど触れました検討会議の場で、組織体制、組織機構、予算、そういったものが協議されることになっていくと思います。

横田委員

最後になりますが、問題点ということが先ほど若干出ておりました。

その地域の方々の協力なくしてはできないのだということですが、FCに関するあるシンポジウムでは、ロケは地域に迷惑をかけることが多いと。撮影制作側と地元が対等な立場で、時には地元の方から拒否することがあってもいいのではないかと、これはある監督が言っております。さらに、宿泊関係の業者は、ロケ隊に宿泊費の値引きをされたことがある、それで非常に困ったと。泊まってやるから少しはと、簡単に言うとそんな話だと思っておりますが、

そういうことがあると拒否されていくのかなと思います。先ほどの検討会議の設置でいろいろなことを考えられるということですので、ぜひ早目に立ち上げていただきまして、それこそほかにとられないような施策を進めていただければよろしいかと思います。

また、経済効果ばかりに目が行かないで、映像文化を育てていくのだと。夕張の例にあるように、そこら辺も含めたFCの早期の設立をお願いして、私の質問を終わります。

大竹委員

港湾施設管理使用条例について

それでは、私の方から、港湾管理施設管理使用条例のことについて、何点かお伺いしたいと思います。

まず、これは、係船料と船舶の給水、それとひき船の使用料、これについての変更だということですが、まず、係船について伺いたいと思います。

漁船のことに例えますと、今は総トン数が30トン未満で1カ月1,400円、これが2,100円に5割アップするというので、いろいろな面が全部5割アップするというようなことになっておるわけなのですが、例えばモーターボートだとかについては、現在5トン未満で4,000円が6,000円になる、5トン以上になると6,300円が9,450円、こういうように値上がりするのですが、それに当たりまして、漁業団体とかマリナー等の使用団体との協議の方はどのようにされたのかという点をちょっとお伺いしたいと思います。

(港湾) 港政課長

漁業組合の二つの組合ですとか、それからマリンウェーブ、その辺のところとは、この料金改定につきまして、去年の12年から一応は改定を計画しておりましたので、そのあたりからずっと協議をさせていただいております。それで、この係船料につきましては、19年間ほど改定していないという理由もございまして、関係団体の皆様すべて、今回のアップ分についてはご了解をいただいたというところでございます。

大竹委員

そうすると、業界も含めて、今回のアップはいいだろうと。要するに、実際に支払う側がそのような形で言われているということですね。

それと、一つですが、船舶の給水使用について、これは、1立方メートルの市の水道料金と、実際に岸壁給水している料金があるのですけれども、これを両方ちょっと、今、外航船舶については、夏分364円を399円、それから、冬分を451円を503円ですね。それと、外航船舶以外のもの、これが夏期が1立方メートル375円が410円、冬分465円が517円になっているのですけれども、市の方で水道料金として普通いただいている金額と比較してどのようにになっているか、ちょっとお知らせいただきたいのです。

(港湾) 港政課長

今のいただく生活用水使用料の中での水道料の関係でございますけれども、このことにつきましては、立方メートル当たりということで190円という形で予定をしております。この部分については、ひき船の使用料で他港とのバランスもございまして、その分については水道局との協議の中で、一応、過重料金の形でいただいております。

それで、今回の給水使用料のアップの理由につきましては、原水の分ではなくて、作業委託料の方が上がってございまして、その部分を今まで転嫁させていただいていなかったものですから、その委託部分を転嫁させていただいたということでございます。

大竹委員

ちょっと私の聞き方が悪いかないかと思いましたが。意味がわからないのですね。今、私が聞いたのは、普通、水道局の方で1立方メートルの水は幾らなのか。それと、今、岸壁でもって給水する場合、幾らなのかということをお願い

たのです。

(水道) 総務課長

運搬給水につきましては、港政課長が今申し上げたとおり、1トン 190円ということで超過料金をいただいております。

大竹委員

そうしましたら、190円というのは、給水の手間を含めて、夏分 364円だったのを 399円にするということですね。

わかりました。これは、手間の方はかなりかかっているのですけれども、前にちらっと聞いたのは、下手をするとか逆ざやになっているよというような話も聞きました。でも、外国の船から言わせると、国内もそうですけれども、小樽の水というのは非常にいいという評判があると思います。そういうような形で、水は小樽へ行って積もう、そういうこともあると思いますので、これは、単に金額の問題だけではなくて、一つのポートサービスでもあろうということを考えてときに、その辺も含めてこういう料金設定を考えていくのもこれから大事なことではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

(港湾) 港政課長

そのとおりかと思えます。私どもの港は、フェリーの利用が大変多うございますので、その辺で、フェリーがどちらの港で水を入れるのかということも、私どもとしては大きな問題になってまいりますので、当然、他港のその辺の給水の使用料あたりも見据えながら、今後の改定も考えていかなければならないと思っております。

大竹委員

それでは、私の最後なのですが、先ほどと同じような話になると思いますが、ひき船の使用料、これにつきまして、今、1隻1時間当たりのものもやはり5割アップということですか、総トン数 2,000トン未満で1万 9,400円が2万 4,400円になるというようなことでありますので、これにつきましても、港というのは、できれば、船社にとっては安い料金でやってもらうのがやっぱり魅力的なわけですね。そういうような形で、どうもこれはこらえ切れなくてやっているのかもしれないけれども、その辺は、船社との関係、協議だとか了解を得ている部分、そういう部分がありましたら教えてほしいのです。

(港湾) 港政課長

ひき船の関係につきましては、団体とすれば船主協会が一番なのですけれども、このことにつきましても、改定の考え方として、基本的には他港と比べて私どものひき船の使用料が、今現在安くなっている状況にありましたので、金額的に 5,000円程度を上げさせていただきたいという形で、昨年以前から協議をさせていただいております。そういう部分では、当然、他港のひき船の使用料をよくご存じですので、今回の値上げについてはご理解をいただいております。

大竹委員

そうでありましても、他港と比べてということではなくて、小樽市はこういう面でもって港として使いいい港なのですよということをアピールする一つの問題だと思いますので、単なる目先の計算だけではなくて、そういう経済効果も含めた中で、これからの港湾行政もやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

港湾部長

料金だけを見据えるなという話でございますけれども、確かに、言われるとおりだと思います。

ただ、私どもも、やはり先ほど課長からお話ししてございますように、長い間、耐えてきているところも一部ございまして、厳しい中、何とか他港に足並みをそろえるまでできればなと思ひまして、先ほどお話がありました船主協会の意見も十分聞きながら、こういう数字に落ちついたということでございますので、ご理解願いたいと思ひます。

大竹委員

私の方は終わります。

中村委員

教職員の勤務時間中の組合活動及び政治活動について

教育委員会にお尋ねいたします。

教職員の勤務時間中の組合活動及び政治活動について、何点かお尋ねいたします。

教職員の服務義務を厳正に求めるべきだという声があって、教職員の実態に対して市民から厳しい批判と是正が強く求められております。地方公務員、教職員の服務義務、まず、その中で大きく二つに分けて、職務遂行上のもの、地公法第32条、第35条、これをちょっと説明してください。

(学教) 総務課長

教員の場合は、地方公務員法の適用になりまして、やはり職務に専念する義務、これは当然のことでございます。それから、職務専念義務といいますか、これにつきましては、第35条ということで定められております。

学校教育部長

第32条の方は、信用失墜行為の禁止ということでございまして、教職員としてあるまじき行為をするな、そういう意味でございます。

中村委員

信用失墜行為は第33条ではないですか。

第32条と第35条です。

学校教育部長

第32条は、法令を順守する規定でございます。それから、第35条につきましては、職務に専念する義務の規定です。

中村委員

それは職務遂行の規定ですが、もう一つ、学校の内外を問わず守るべきものとして、地公法の第33条、第34条、第36条、第37条、この四つについて説明してください。

(学教) 総務課長

地公法の第33条につきましては、信用失墜行為の禁止です。それから、地公法の第34条、これは守秘義務、秘密を守るということでございます。それから、第36条につきましては、政治的行為の制限ということでございます。第37条につきましては、争議行為の禁止ということでございます。

中村委員

それから、処分ということがありますね。これは、大きく分けて幾つかあると思うのですが、どんな段階になっていますでしょうか。

(学教) 総務課長

処分につきましては、市町村教育委員会の、県費負担教職員、一般的には道費職員につきましては、懲戒権につきましては任命権者である北海道教育委員会が持っています。そういう中で、懲戒の部分は、道教委の方でいきますと、懲戒免職から始まりまして、懲戒停職、それから減給処分、あとは、市町村教委の方にいきますと、服務関係に関する処分ということで、訓告以下、訓告、文書厳重注意、文書注意、それと口頭注意、こういうような形になっております。

中村委員

まず、第32条、第35条に関係しまして、教職員は、条例による特別な定めがある以外、勤務時間中はその職務の

遂行に全力を傾注しなければならないということですね。

ところが、実際、年次休暇もとらないで、校長の指導を無視し続けて、勤務時間中にもかかわらず平然と職場を離れていく、そして、組合指導の業務についていることが慣例化しているのだと。これは、1定でもこの件については触れましたが、依然として改善されていないということなのです。教育委員会として、どうしてその実態を把握し処分しないのか、そういう声は強いのです。

実際に、指導室長なりが、服務監督権で、各学校を回って校長先生と会って話をするというので、そういうことが是正されないのか。あるいは、例えば文部省、道教委として調査に入ったのではないかというふうに思うのですけれども、その結果はどんなふうに把握しているのですか。

教育長

地方公務員法の第29条で懲戒の項目がありまして、処分の内容について書いてありますが、免職処分については、本人からのいろいろな意見を聞かなければいけない、そういう条件がついております。ご承知のとおり、道教委と職員団体の間に協定書の問題がございまして、教員の勤務条件にかかわるものはすべて交渉事項とするということが昭和46年からずっと今までございまして、この3月末をもって一部破棄という状況ができております。勤務条件においては全部交渉事項ということになりますと、それは、勤務から始まって、授業だとか児童・生徒の指導も全部入るわけでして、そういうことで現在まで非常に混乱した状況があった。そして、一部破棄によって、そういう勤務条件にかかわることは、何と申しますか、全部交渉事項ということにはなくなったわけですが、それに対して、過去に通達とか通知とかいろいろ出されておりました、例えば、夏休みの研修の問題でも、教員には研修権というのがあるわけですが、事務職員にも教職員と同じようなものを認めるという通知がありまして、その廃止をどうするかということでもかなり時間がかかっている状況にあります。そして、そのことは、服務監督権限は確かに市教委にございまして、何と申しますか、採用とか処分という権限は道教委にありまして、その辺の段階の差ということもいろいろな影響がございまして。

市民の意見については、厳しい意見があることは承知しておりますけれども、この協定書をめぐるいろいろな問題の進行によりまして改善が図られていくものと考えております。

なお、文部省調査につきましては、全道状況や何か、そういうことについての説明はまだございません。ただし、今日の報道を見ますと、文部科学省の大臣はやはり協定書の全面破棄を新たに求めているという状況にありますので、もう少し時間を貸していただきたい。教育委員会としては、真剣な努力を惜しむものではありません。

中村委員

文部省の調査の結果を十分に見ていただきまして、小樽市の実態、状況というものを把握していただいて、ぜひ、この辺は改善に向けて努力していただきたい。

また、次ですけれども、先ほど地公法を説明していただいた第36条に関して、教職員が政治行為をやっているのではないかと。実は、今年も参議院選挙が近づいてまいっております。毎回のように、多くの組合員が、年休もとらずに、違法な選挙活動を、いわゆる動員という形で、びら張りだとか、電話による勧誘、票の掘り起こし、カードを持って、つぶしと言うのだそうですが、そういう活動をこれまでやってきております。これは平然と行われていると。公務員としてのこれまでのこういう異常さを、今度の選挙、今後に向けて放置しておくのかどうか、その辺はどうでしょうか。

(学教) 総務課長

もしそのような事実があれば、そういう事実をつかまえた場合には、それなりに厳正に対処したい、このように考えております。

教育長

参議院選挙にかかわる教職員の政治活動につきましては、道教委から既に通知がございまして、学校長に通知し

て指導を厳正にするよう指導しております。

中村委員

母と女教師の会について

次に、母と女教師の会について。これは、どういう会なのですか。組織の全容、活動の実態、これはPTA組織とどういふかわりがあるのか、この辺をちょっと説明してください。

(学教)総務課長

母と女教師の会は、北教組とはまた別の部分で、任意団体ということで、やはり子供のための教育を推進する、そういう部分ということでは伺っております。

中村委員

この事務所というのですか、これは北教組の中にあるのですか。

(学教)総務課長

そのとおりでございます。

中村委員

母と女教師の会が、学校の中で物品販売行為をやっているという話を聞くのですけれども、この辺の実態はどうかのでしょうか。

(学教)総務課長

以前にそのようなお話がございまして、校長会議の中で、校長先生を通じまして、今後そういうことのないようにということで、今年度は行われていない、このように伺っております。

中村委員

お父さん、お母さん方で、特にお母さんは、PTA組織と勘違いして、誘われるがままにこの活動をしている人が随分たくさんいるように聞いているのですね。私たちの周りにもおります。この辺は、一つ教育委員会の方で明確に線を引いていただきたいというふうに思うのですが、PTAと混同した活動の是正をすべきだという声が強いのですけれども、これについてお答えください。

学校教育部長

PTAの規約の中に、母・女に対する支援するととられるような規定がございまして、例えば分担金を拠出するだとか、そういった項目がございまして。そういったことで考えますと、密接なつながりがあるととられますけれども、それが学校内で行われるというのは、それぞれ別組織でございまして、何と申しますか、誤解を受けるようなことがないように校長会を通じて既に指導しているところでございます。

中村委員

ぜひ、さらにその辺の指導をしていただきたいというふうに思います。

国旗・国歌問題について

それから、最後の質問になりますけれども、国旗・国歌問題です。

全道平均の実施率、これを教えてください。

それと比較して、小樽の実施率ももう一度。

(学教)指導室長

国旗・国歌にかかわる全道の実施状況ですけれども、12年度の卒業式は、国旗の掲揚につきましては小学校が99.7パーセント、中学校が98.6パーセント、国歌の実施につきましては小学校が93.6パーセント、中学校が90.4パーセント、13年度の入学式につきましては、北海道の国旗の掲揚率は小学校が98.8パーセント、中学校が98.6パーセント、国歌については小学校が93.9パーセント、それから中学校91.5パーセントとなっております。

中村委員

小樽の場合、国旗・国歌は、データのとり方にやはり問題があるのではないかなというふうに思うのです。実際は、掲揚という中には、ポールに上げてもすぐに引きおろされているという事例があるわけです。小樽方式と言うのですか、それでは困るわけなのです。

この国旗・国歌の取扱いについて、札幌市の教育委員会が細かにいろいろ規定しているということを聞いているのですけれども、札幌市の状況をちょっと教えていただきたい。そして、各学校はそれを順守しているのか、その状況につきましてお願いします。

(学教) 指導室長

今ちょっと手元に資料がございませんが、私の記憶でお話しさせていただきますと、札幌市につきましては、国旗については、会場正面に掲揚する、ないしは、参加者が掲揚されていることがわかりやすい場所に掲揚するというふうになっていたかと思います。それから、国歌の斉唱については、式次第等に含めて、司会の発声により行うという趣旨のことがあったかと思います。

中村委員

本来、式場の正面に掲揚すべきだというふうに思うのです。小樽は、小学校、中学校というのは市立ですね。ですから、正面左に国旗、右に市旗というのが本来の姿ではないのかなというふうに思うのですけれども、各学校にはそもそも小樽市の市旗というものはあるのですか。持っているのですか。

(学教) 総務課長

市旗につきましては、ない学校が多いと思います。

中村委員

速やかに持っていただいた方がいいのではないかなというふうに思うのですけれども、ぜひそのところを必ず検討していただきたいと思います。

それから、国歌の斉唱率の数字が非常に低いというふうに思うのです。というか、ゼロですね。これは、いろいろと考えてみれば、やはりもう職務命令以外に解決策がないのではないかなという声が強いのですけれども、ここはどうですか。

教育長

国旗の掲揚について、掲揚というより、式典の式場にと、そういう意見は強く出ております。

小樽市の場合は、校旗の掲揚と国旗の式典場の掲揚について取組が進んでおりますが、正面に市旗とともに掲示をするという形ではなく、三脚に国旗と校旗をとという形が標準的な形になるのではないかと考えております。

また、国歌については、卒業式に3校程度ございましたけれども、その程度でございますので、これは、日常の学習指導の中で国歌の指導が行われていないという状況を反映してありまして、日常における国歌の指導を音楽の時間で適切に行われること、そのことについて指導の強化を図ってまいりたいと考えております。

ただいま、職務命令というお話がありましたが、札幌市が平成12年10月に教育長の職務命令を出したことにより、国歌の斉唱率が上がったということもございますので、私どもは、後志の市町村教育委員会とも協議をいたしまして、道教委において職務命令を出すよう促す、要望するということを既に行っております。これから、来年度の卒業式、次年度の入学式に向けて取組が始まりますので、職務命令というお話も受けましたので、そのことも含めてさらに検討してまいりたいと考えております。

中村委員

時間がないので、この次にしますけれども、ぜひ、いろいろな処分なんかもしないで正常な形になってもらいたいと私たちも思っているわけです。とにかく、小樽はこれまで大変異常な状態になれてしまっていたというところがありますね。ですから、この問題については、これからまた引き続き聞いていきますけれども、一つ教育委員会のこれまで以上のご努力をお願いしたいというふうに思います。

終わります。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結いたします。

大変長い間、ご苦労さまでした。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時31分

再開 午後5時38分

委員長

会議を再開いたします。

新谷、北野両委員より、別紙お手元に配布のとおり、修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

新谷委員

議案第1号に対する修正案を説明します。

10月から1号被保険者の介護保険料が今の2倍になり、市民からは不安が出されています。日銀が行った調査では、79パーセントの方々が、介護保険導入で老後の不安感は変わらない、むしろ増したと答えています。今回、市長から1号被保険者の生活保護基準以下の第1、第2段階の方々の保険料減免が提案され、それは歓迎できますけれども、もっと対象上で軽減する必要があると考えます。

そこで、第3段階まで対象を広げ、軽減の幅を広げるという内容の提案です。

その内容は、第1段階は10分の10減額、第2段階は10分の5、第3段階は10分の3の軽減で、予算は1億2,304万4,000円です。財源は、石狩湾新港企業立地促進事業助成分と減債基金を繰り入れて充当いたします。

補正予算の修正については、ここに表示されているとおりですので、お読みください。

以上です。

委員長

ご苦労さまです。

これより、一括討論に入ります。

自民党。

大竹委員

ただいま提案されました第1号議案の修正案に対し、反対の討論をいたします。

第1号補正予算は、老人福祉費、商工業振興費、土木費、都市計画費、教育振興費など、市民生活や経済振興につながる重要な補正であり、可決することが適正であると考えており、修正案に反対いたします。

細部についての討論は、本会議場で行いたいと思います。

以上です。

委員長

それでは、共産党。

北野委員

共産党を代表して、我が党提案の修正案に賛成、議案第1号に反対の討論を行います。

我が党の修正案は、65歳以上の市民税非課税世帯の人々にまで介護保険料をかぶせる過酷なことをやめようという、内容は今新谷委員からあったような温かい提案です。

私どもの修正案を提案するに当たりまして、市長が今回減免制度を提案していますから、この趣旨を生かして、議会の皆さん方が共産党の提案に賛成しやすいように、市長の言いなりだったらということで、また共産党から言われることのないように賛成してもらいたいということで提案したものです。

だから、我が党の提案は大筋で市長の基本的な考えの延長線上に立っているものです。ですから、こういう点で保険料を減免するという市長提案に賛成というのであれば、市民の切実な要望にこたえる皆さん方として、ぜひ我が党の提案に賛成していただきたいことをお願いするものです。

我が党としては、後ほども述べますが、市長の減免には、財政上の問題点を指摘しつつも、基本的に賛意を表し、修正案でさらに一歩進めようというものです。

議案第1号に反対の理由は、石狩湾新港企業立地促進事業助成金として小樽市が1,068万8,000円を持ち出すことに反対だからです。その理由は、皆さんご承知ですから、ここでは言いません。本会議で詳しくさせていただきます。

議案第5号の介護保険の特別事業会計の補正についてであります。賛成しますけれども、先ほど述べたように、減免の財源の半分は安定化基金からの借入れです。これは、ご承知のように、後年度、被保険者に保険料としてかぶってくるということになるわけです。だから、本当の意味の減免というのは、介護保険に加入されているそういう方々でもってやるのではなくて、本来であれば国が低所得者の保険料、利用料の減免をしっかりとやるということを求めつつ、それまでの間、小樽市が代わって助成するということは当然のことだという立場から、我々としては、この財源措置は適切でないということを指摘しておきたいと思えます。

その他ありますが、本会議でさせていただきます。

以上で討論いたします。

委員長

ご苦労さまです。

それでは、市民クラブ。

斉藤(裕)委員

市民クラブを代表し、議案第1号 平成13年度一般会計補正予算に反対する討論をいたします。

この補正予算には、サービスセンター費、コミュニティ助成事業補助金 250万円が含まれております。代表質問、予算特別委員会でも明らかになったように、関係団体への周知がなされていなく、内部検討が不十分であったと考えます。高島越後踊り保存会そのものを否定する気持ちはありませんが、補助金申請取扱いに対する市の姿勢はいただけません。

よって、反対いたします。

以上です。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第1号に関する修正案について採決いたします。

修正案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数です。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、請願第43号第1項目目は採択、請願第43号第2項目、第3項目目はいずれも継続審査と、それぞれ決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

当委員会に付託された案件につきましては、一部請願が継続審査のままとなっておりますが、当委員会としては、常任委員会への付託替えを申し入れたいと考えますので、事実上の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議を賜り、副委員長を初め、委員各位、市長を初め理事者の皆様方のご協力により、何とか会期日程内でその責を全うすることができました。心より感謝申し上げます。

また、副委員長初め、委員各位、市長を初め理事者の皆様方の特段のご協力に対し、重ねて深く感謝を申し上げます。

意を十分尽くしませんが、委員長あいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

本日は、これをもって散会いたします。